

TOKUSHIMA GUARANTEE

DISCLOSURE 2024

徳島県信用保証協会の現況

CONTENTS

<u> </u>
●協会の概要
●信用保証協会のしくみ 4
●信用保証の概要 ····· 6
●第7次中期事業計画(令和6年度~令和8年度) 11
●令和6年度経営計画
●令和6年度の重点取組み事項15
●令和5年度事業概況21
●当協会の主な取組み
■コンプライアンス 44
●個人情報保護46
●役員構成48
●機構組織図49
●事務お問い合わせ・業務担当区域 50
〈資料編〉
●信用保証実績

ごあいさつ



会 長 黒下 耕司

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和5年度の事業実績並びに令和6年度の経営計画等に関する報告書として、「DISCLOSURE 2024」を作成いたしました。是非ご高覧賜り、当協会の取組みや信用保証制度に対するご理解を一層深めて いただければ幸いに存じます。

さて、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足、地政学的リスク の高まりや為替の変動等の影響により、本県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい 状況が続いております。

加えて、「実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)」の返済が本格化するなかで、今後資金繰りに不安を 抱える事業者の増加が懸念されるところです。

こうした中、当協会においては、金融機関及び関係機関の皆様との緊密な連携のもと、各種政策保証を活 用しながら、中小企業・小規模事業者と伴走する「総合支援機関」として、積極的な「金融支援」、「経営支 援 | 及び「創業支援 | に取り組んでおります。

アフターコロナの大きな変化の波を皆様と共に乗り越えるため、企業支援統括本部長のもと、フロントオ フィス部内の連携機能を強化し、現場主義の徹底により企業・事業者のステージに応じたきめ細やかな資金 繰り支援に加え、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に努め、「頼りになる保証協会」として、県内事業 者の経営をしっかりとサポートし、本県経済の成長発展に役職員一丸となって貢献して参ります。

皆様方には、今後とも、徳島県信用保証協会に対するご支援・ご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上 げます。

> 令和6年9月 徳島県信用保証協会

■協会の概要

(令和6年3月31日現在)

●プロフィール

名 称 徳島県信用保証協会 人 格 信用保証協会法に基づく法人 主務大臣 内閣総理大臣・経済産業大臣 主務官庁 金融庁・経済産業省(中小企業庁) 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 所 在 地 徳島経済産業会館<KIZUNAプラザ> 設 17 昭和24年12月5日 代 表 者 名 黒下 耕司 役 職 員 数 常勤理事 4名(非常勤14名) 常勤監事 1名(非常勤 2名) 職員56名(嘱託、臨時職員含む)

基本財産 160億円 保証債務残高 2.423億円 保証利用企業者数 10.348企業

●沿 革

昭和24年11月18日 財団法人徳島県信用保証協会設立認可 同 年12月 1日 業務開始(徳島市富田浜1丁目) 同 年12月 5日 財団法人徳島県信用保証協会設立登記 信用保証協会法公布施行 昭和28年 8月10日 昭和29年6月5日 信用保証協会法に基づく組織変更認可 同 年 6月14日 特殊法人への組織変更登記完了 昭和34年11月 3日 事務所を移転(徳島市西船場町3丁目) 昭和38年 3月23日 徳島経済センタービル2階に事務所を移転(徳島市西新町2丁目) 平成 2年 8月 7日 基幹業務のオンライン稼働 同 年10月31日 保証債務残高1,000億円達成 保証債務残高2,000億円達成 平成11年 2月15日 信用保証協会の共同出資により保証協会債権回収㈱設立 平成13年 1月25日 平成20年 2月12日 共同システム稼働 平成24年 5月 7日 徳島経済産業会館新築に伴い、事務所移転(徳島市南末広町5番)



事務所建物外観

●基本理念

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」 を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に 寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

●基本運営方針

社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足等により厳しい経営環境に置かれてい る中小企業の事業の継続と発展を支えるため、関係機関と連携しながら、中小企業に寄り添った金融支援と 経営支援の強化をより一層推進します。

●シンボルマーク

信用の「S」と「鳴門の渦潮」をデザイン化したもので、自然豊か な徳島県をイメージし、ブルーは藍染めの「藍色」と渦潮の「青色」 を基調としております。



■信用保証協会のしくみ

●信用補完制度について

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を 目的として私募債を発行するとき、保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の金融を円滑に する制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行(代 位弁済)に伴う保証協会のリスクを国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

「信用補完制度」とは、このような「信用保証制度」と「信用保険制度」の有機的な結びつきを総称したも ので、円滑な中小企業金融に貢献しています。

信用補完制度

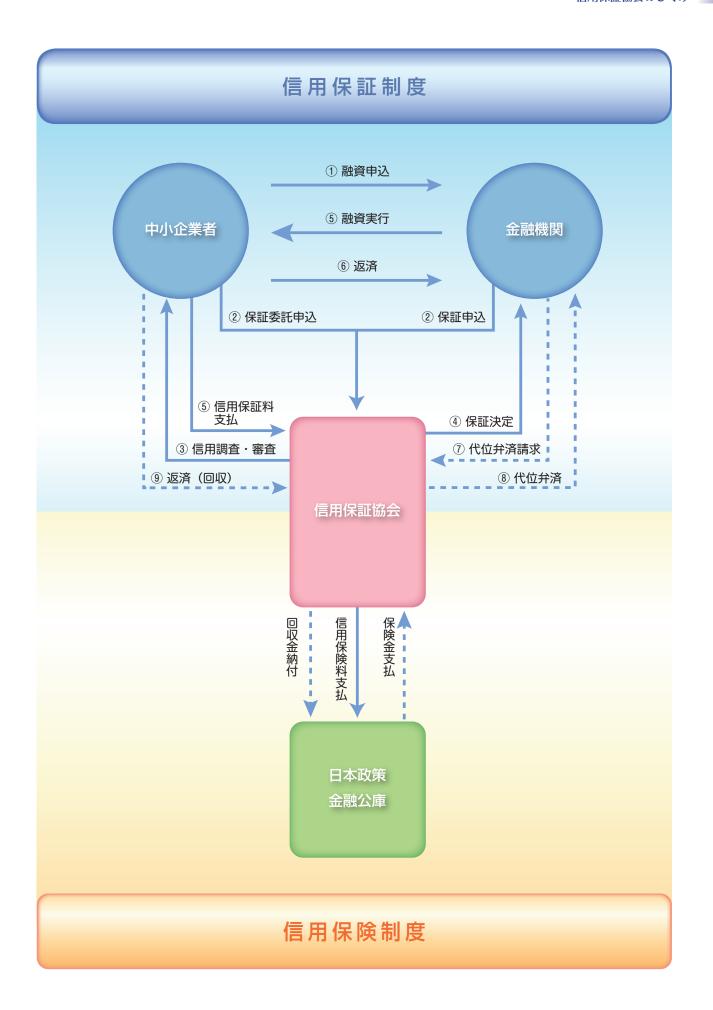
「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称

信用保証制度

信用保証協会は、中小企業者から 信用保証委託申込を受け融資の保証 をします。その際、信用保証協会は、 中小企業者から信用保証料を受領し、 また融資が返済不履行になった場合 は、金融機関に対し代位弁済を行い ます。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公 庫と信用保険契約を結び、保証付融 資の実行に伴い信用保険料を支払い ます。金融機関への代位弁済が発生 した場合、信用保証協会は、代位弁 済額のうち一定の割合の金額を日本 政策金融公庫から保険金として受領 します。



■信用保証の概要

●ご利用いただけるお客さま

(1) 所在地、業歴

徳島県内において事業を営んでいる中小企業・小規模事業者で、次の方が対象になります。

- ・個人事業主の場合 住居または事業所のいずれかが県内にある方
- ・法 人 の 場 合 県内に本店または事業所を有する方
- ※営業年数に関わらず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。 ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合には、その定めによります。
- ※平成27年10月1日より、保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人(NPO法人)が信用保証の対 象になりました。

(2) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資 本 金	常時使用の従業員数
製 造 業 等 (運送業、建設業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小 売 業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	_	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資 本 金	常時使用の従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイ ヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ※製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。
- ※生計を一にしている家族従業員、会社役員は「従業員」に含まれません。

臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にある場合は「常時使用する従業員」となります。

- ※許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該業種に係る許認可等を受けていることが必要です。
- ※組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれ ば対象となります。
- ※特定非営利活動法人(NPO法人)には、資本金の概念が無く、従業員数のみで判断します。

●保証の内容

(1) 保証限度額

個	人	٠	法	人	2 億8,000万円
組	組合		合	4億8,000万円	

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

- ※地公体制度の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている限度額となります。
- ※他の信用保証協会を利用されている方は、合算した額が限度額以内であることが必要です。

(2) 資金使途

事業経営上必要な「運転資金」および「設備資金」に限られます。

(3) 保証期間

運	転	資	金	15年以内
訟	備	資	金	20年以内

※地公体制度及び協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間により ます。

(4) 連帯保証人

1	固人	原則として徴求しない
>	去 人	必要となる場合がある

- ※実質的な代表者や事業承継予定者等、特別な事情がある場合は保証参加していただく場合があります。
- ※平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしてい た「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融 機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取 扱いが可能となりました。
- ※令和6年3月15日より、一定の要件のもと、保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを選択 できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が始まりました。

(5) 担 保

必要に応じて担保を提供していただきます。

担保物件は、原則として不動産(土地・建物)、有価証券及び流動資産(売掛債権・棚卸資産)です。

●保証をご利用いただけない方 -

- ・農林漁業、学校・宗教法人等の保証対象外業種に加え、当協会が支援するのは難しいと判断した業態
- ・許認可等を要する事業を営む方で、その許認可を受けていない場合
- ・協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ・当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受け、求償債務が残っている場合、またその関係人である 場合(求償権消滅保証、譲受債権消滅保証、再挑戦支援保証対象を除く)
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分(第1回不渡発生後6か月以内を含む)

を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合

- ・破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続中(申立中)の場合(事業再生保証対象を除く)
- ・税金、社会保険料等を滞納している場合
- ・粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- · 休眠会社
- ・保証申込について、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した場合
- ・暴力的不法行為者等、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者が介在していると保証協会が判断した場合
- ・その他、保証を利用できないと認められる場合

●責任共有制度

保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・ 小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中 小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度で、平成19年10月に導入されました。

(1) 責任共有制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、その いずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

※なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択 方式に係わらず部分保証となっています。

部分保証方式

借入金額の80%(一部保証を除く)を信用保証協会が保証します。

負 担 金 方 式

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は 事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の 負担が生じることになります。

部分保証方式

【保証時点】

80% 20% 保証部分 非保証部分

【代位弁済時】

80% 20% 信用保証協会からの代位弁済額 プロパー分

80%部分については、信用保証協会が代位弁済を 行うこととなりますが、残りの20%については、 金融機関の負担となります。

負 担 金 方 式

【保証時点】

100% 保証部分

【代位弁済時】

20%

負担金

100% 信用保証協会からの代位弁済額

信用保証協会が100%の代位弁済を行うこととな りますが、金融機関は事後約20%の負担金の支払 いを要します。

(2) 責任共有制度の対象となる保証

当協会の取り扱う保証は、原則として責任共有制度の対象となりますが、一部例外があります。 責任共有制度の対象外となる主な保証は次のとおりです。

【対象外となる主な保証】

- ・経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号
- ・災害関係保証
- ・創業関連保証(再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証制度を含む)
- ・特別小□保険にかかる保証
- ・事業再生保証
- ・小口零細企業保証
- ・求償権消滅保証
- · 中堅企業特別保証
- · 東日本大震災復興緊急保証
- ·事業再生計画実施関連保証(注1)
- · 危機関連保証
- ·事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(注2)
- (注1) 責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付き既住借入金を同額以内で借り換える場合に限ります。
- (注2) 責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付き既住借入金、または経営安定関連保証(セーフティ ネット保証)5号(新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の指定期間内に保証申込から融資 実行までされたものに限る。)を同額以内で借り換える場合に限ります。

●信用保証料

(1) 信用保証料

信用保証料は、金利・手数料とは性格の異なるものであり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づ いて保証を行う対価としてお支払いいただく信用保証制度独自のもので、日本政策金融公庫に支払われる 信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等制度運営上必要な費用に充当されています。

信用保証料は、保証協会の委託により金融機関で徴収し、その都度協会に送金していただくことになっ ております。保証料の計算式は、保証書とセットになっている「信用保証料送金のご依頼」に記載してい ます。

なお、信用保証料以外の調査料・相談料・用紙代などは、一切いただきません。

(2) 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業・小規模事業者の方の財務内容に応じて、次頁表のとおり9段階に区分され た保証料率から決定することとなっています。

なお、平成19年10月1日に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率 が区別されています。

【保証料率区分】

(単位:年率%)

料率区分	1	2	3	4)	(5)	6	7	8	9
責任共有 保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外 保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

- ※料率区分は、保証申込日の直近の決算における決算書(貸借対照表及び損益計算書)をもとに、CRD(中小企 業信用リスク情報データベース) により判定されます。
- ※特殊保証とは、「手形割引根保証」、「電子記録債権割引根保証」、「当座貸越根保証」及び「事業者カードローン 当座貸越根保証」を指します。

上記財務要因の評価に加え、一定の定性要因(非財務要因)も加味して料率を決定します。

【定性要因による割引】

以下に該当される場合は、信用保証料を0.1%割引します。

有担保保証(物的担保を提供いただける保証)を利用する場合

(ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります)

○会計参与設置会社に対する割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類の提出をした中小企業者 (ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります)

【定性要因による割増】

事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、条件により0.25%又は0.45%を割増します。

(3) 信用保証料の基本計算式

○一括返済の場合

○均等分割返済の場合



分割返済回数	均等分割係数		
2 回以上 6 回以下	0.70		
7 回以上 12 回以下	0.65		
13 回以上 24 回以下	0.60		
25 回以上	0.55		

■ 第 7 次中期事業計画 (令和6年度~令和8年度)

1. 業務運営方針

国や地方公共団体の施策に呼応し、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰、人手不足等により厳しい 経営環境に置かれている中小企業者の事業の継続と発展を支えるため、関係機関と連携しながら、中小企業に寄 り添った金融支援と経営支援の強化をより一層推進するとともに、今後とも経営支援の内容・手法を充実させる ために、実態に即した効果検証を行い、次年度以降の行動計画に落とし込み、そのパフォーマンスを上げていき ます。

さらに、ICTを活用したデジタル化の推進により、業務の効率化や利便性の向上を図るとともに、コンプライ アンス及び危機管理の体制強化により、強固な経営基盤の構築に努めます。

このため、令和6年度から令和8年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組 みます。

(1)中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組みの推進

中小企業の実情に即した安定的な資金調達を支援するとともに、中小企業者との対話を通じて事業者が 抱える経営課題の実態把握に努め、金融機関や関係支援機関と連携しながら、きめ細やかな支援に努めます。

(2)中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取り組みの推進

中小企業者が多くの選択肢の中から事業再構築に取り組めるよう、経営環境が悪化する早期の段階から 促す一方、国が令和5年8月に策定した「挑戦する中小企業応援パッケージ」基づき、挑戦意欲のある事 業者の経営改善支援や事業再生支援に努めます。

(3)地方創生への取り組みの推進

地域に密着した公的機関として、地方公共団体、大学、金融機関及び関係支援機関等との連携・協力を 進めながら、地域での移住創業、事業承継を含めた創業機運の醸成に努めるとともに、中小企業者の商取 引拡大に向けた販路開拓支援等の活動を通じ、地方創生に一層の貢献を果たすための取り組みを進めます。

(4)回収の効率化と事業再生等の取り組みの推進

第三者保証人や不動産担保に依存しない保証の浸透により、回収資源の乏しい求償権の増加が見込まれる中、 求償権の回収に当たっては、早期回収に努めるとともに、事業者の経営改善や事業再生、さらには再チャ レンジに向けた支援に努めます。

(5)ガバナンス、コンプライアンス態勢及び危機管理体制の強化への取組み

公的機関として、ガバナンスの強化とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、南海トラフ地震な どの大規模災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対応できる組織力の強化に努めます。 また、保証協会の機能や各種取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に努めます。

(6)協会業務の円滑化・効率化に向けた取り組み

コロナ禍で顕在化した非対面かつ迅速な手続きの重要性や金融機関におけるデジタル化の進展等も踏まえ、 事業者目線に立ち利用者本位の保証制度の確立に向け、事務手続きのデジタル化など業務の効率化に努めます。

2.事業計画

令和6年度から令和8年度までの保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下の通りです。

(単位:百万円)

年度	令和6年度 令和7年度		令和8年度				
項目	金額	対前年度 計画比	対前年度 見込実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証 承諾	50,000	94.3%	50.0%	55,000	110.0%	60,000	109.1%
保証債務残高	218,000	94.8%	91.6%	203,000	93.1%	188,000	92.6%
代 位 弁 済	3,000	120.0%	175.4%	3,000	100.0%	3,000	100.0%
実際回収	400	100.0%	84.2%	400	100.0%	400	100.0%

■令和6年度経営計画

●業務運営方針

国や地方公共団体の施策に呼応し、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰、人手不足等により 厳しい経営環境に置かれている中小企業者の事業の継続と発展を支えるため、関係機関と連携しながら、中小企 業者に寄り添った金融支援と経営支援の強化をより一層推進するとともに、今後とも経営支援の内容・手法を充 実させるために、実態に即した効果検証を行い、次年度以降の行動計画に落とし込み、そのパフォーマンスを上 げていきます。

また、国が令和5年8月に策定した「挑戦する中小企業応援パッケージ」に基づき、金融機関や中小企業活性 化協議会等との連携により、事業者の現状のみならず、状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた経営改善 支援を強化するとともに、挑戦意欲のある中小企業者に対する事業再生、再チャレンジを支援するために、経営 者保証ガイドラインの徹底を図り、中小企業者が廃業手続きに早期に着手することで再チャレンジを検討できる ように、金融機関をはじめ関係支援機関との連携を一層深化させます。

こうした中、経営支援を含め多様化する中小企業者のニーズに適切に対応していけるよう、中小企業活性化協 議会にトレーニーを派遣するとともに、引き続き中小企業診断士等の資格取得を推進し、連合会等外部機関が主 催する外部研修への積極的な参加や継続的なOJTを実施することで、協会の存在意義を高める新たなサービス や価値を創造できる人材の育成に努めます。

さらに、ICTを活用したデジタル化の推進により、業務の効率化や利便性の向上を図るとともに、コンプライ アンス及び危機管理の態勢強化により、強固な経営基盤の構築に努めます。

●重点課題

(1) 保証部門

① 経営課題解決支援

さらなる現場主義の徹底により、顧客との対話を通じて、経営改善や生産性向上について事業者が抱える 課題の実態把握に努めるとともに、国の様々な中小企業支援施策の企業の事業フェーズに応じたタイムリー な提案に努めます。

② 小規模事業者に対する積極的な支援

経営者層の高齢化やコロナ禍で激変した経営環境への対応など、様々な課題を抱えている小規模事業者の 持続的発展を支えるため、資金繰りの円滑化を図るとともに、事業承継支援や飲食業者を始めとする小規模 事業者へのDX支援など、きめ細やかな伴走支援に努めます。

③ 金融機関等との連携強化

定期的な金融機関との意見交換により事業者支援に係る認識共有を図り、保証協会付き借り入れをメイン として金融調達を行っている事業者への帯同訪問の実施や小規模事業者向け合同相談会の開催などによる経 営支援、プロパー融資との協調融資による適切なリスク分担を行った上での金融支援に努めるとともに、商 工団体の経営指導員等との連携を深めることにより、地域経済の活性化に努めます。

また、保証申込手続きの電子化についても、金融機関と情報を共有しながら、取り扱い開始に向け準備を 進めます。

④ 政策保証等の積極的な活用

企業のライフステージに応じて、国や地方公共団体の政策に則った保証制度を推進するほか、借換え保証 や予防的な返済猶予の提案、挑戦意欲のある事業者への資金需要等に積極的に応えるとともに、経営者保証 改革の促進に引き続き努めます。

⑤ 挑戦する事業者への成長支援

前向きな事業展開を行う事業者に対して、事業再構築、DXやGXの対応に対する金融支援、業歴の浅い事業 者への成長支援等、中小企業者の新たな挑戦を協会が「ハブ機能」を発揮することにより強力に支援します。

(2) 地方創生部門

① 創業機運の醸成

創業希望者に向けてセミナーやイベントを通じて創業を働きかけるほか、連携協定を結んでいる県内の大 学での授業を通じて学生の起業マインドを喚起するなど、創業の裾野拡大を図ります。

② 創業のフェーズに応じた支援体制

創業前相談において創業計画づくりをサポートするとともに、保証による金融支援、創業後の専門家派遣 を絡めたフォローアップまでの一貫支援体制を構築します。

③ 政策保証を利用した創業資金の調達支援

「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、経営者保証を徴求しない「スタートアップ創出促進保証」 の利用を促進し、経営者保証に依存しない融資慣行確立に着実に取り組みます。

④ 関係機関との連携

地域の創業者を地域が一体で支援するとの観点から、金融機関、行政、商工・経済団体、大学、企業など、 シナジー効果が見込めるあらゆる機関との連携を密にして創業支援に努めます。

創業関連の情報や地方創生の取り組みについて、ホームページ、公式LINE、Youtube、各種メディアへの ニュースリリースを通じて積極的に情報発信し、創業支援の認知度とプレゼンスを高めます。

⑥ 移住・創業の促進

県や市町村としっかり連携し、移住や創業のイベントで起業の提案を行うほか、地域おこし協力隊へもア プローチして、起業する方に寄り添った創業支援に努めます。

(3) 期中管理・経営支援部門

① 各種施策の活用・関係機関との連携

物価高騰や人手不足の影響により、事故・延滞の増加が懸念されることから、企業の資金繰り悪化を早期に 把握し、きめ細かな期中支援を行うほか、延滞の発生が懸念される先については、条件変更や借換保証を行う ことにより、資金繰りの改善を促進するとともに、必要に応じて「中小企業活性化協議会」、「事業承継・引継 ぎ支援センター」、「よろず支援拠点」等の機能を有効に活用することにより、企業の事業再生を支援します。

②「経営サポート会議」による支援

認定支援機関と連携し、経営改善計画書の策定について、国の「経営改善計画策定支援事業」を活用して支 援を行うとともに、複数の金融機関と取引のある中小企業者への支援方針の調整に際しては、「経営サポート 会議」を活用し、金融機関の迅速な方針決定を促進するとともに、抜本的な再生支援が必要と判断される事業 者に対しては、中小企業活性化協議会等の各種支援スキームを活用した最適な再生計画の策定と計画内容の実 現について能動的に役割を担います。

③ 再チャレンジ支援

事業再生が極めて困難な状況においては、事業者の再チャレンジへと繋がるよう、REVIC や事業再生ガイド ラインを活用し廃業支援を含めた効果的な支援に努めます。

④「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、各関係機関と経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連 携強化に努めます。

⑤ 経営支援の効果検証

経営支援を実施した事業者に対し、「売上増加率」、「営業利益増加率」、「CRD財務点数向上」の3指標にお いて経営支援前と2期経過後の決算内容を比較し、各指標について改善された事業者がそれぞれ40%以上とな ることを目指します。

(4)回収部門

① 回収の早期着手

新規求償権については、期中管理・経営支援部門との連携やコミュニケーションを密にして、関係人や担保

物件の現状把握を早期に行うことにより、速やかな回収方針の決定と着手に繋げます。

② 既存求償権の掘り起しと見極め

顧客と接点を絶やさず、常に顧客情報のアップデートに努めることにより、既存求償権の掘り起こしと見極 めを行い、機を逃さない適時適切な対応に繋げます。

③ 管理回収業務の効率化

回収の見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、回収が見込める求償権に注力する とともに、管理事務手続きの効率化に努めます。

④ 経営改善・事業再生・生活再建に向けた取組

事業を継続している事業者に対しては、専門家派遣を利用した経営支援、各支援機関と連携した事業再生支 援や再チャレンジ支援を行うとともに、長期経過案件については「一部弁済による請求停止・保証債務免除」、 「損害金減免による早期完済」等を活用し、個々の状況に応じた親身な対応に努めます。

(5) その他間接部門

① 関係機関との連携強化

これまで築いてきた金融機関をはじめとする支援機関や士業の方との連携をさらに強化し、そのネットワー クを活用することにより事業者の実状に応じた収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援に繋げます。

② 業務の効率化

各業務における課題を抽出しながら、見直しやスリム化を検討するとともに、引き続きICTの活用や事務の 簡略化を更に推し進め、効率的な業務運営を行うことで残業時間を削減し、健康経営の推進に努めるととも に、人的資源を効果的に活用していくことで、中小企業者へのより良質なサービスの提供を図ります。

③ 強固な経営基盤の構築

中小企業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、ガバナンス及びコンプライアン ス態勢の強化を図りながら、強固な経営基盤の構築に努めます。

④ 人材の育成

事業者のニーズに即応できる人材を育成するため、若手職員を主体とした内部研修や専門知識の向上に向け た外部研修への積極的な参加など、研修体制の充実を図るとともに、中小企業診断士等の資格取得を引き続き 推奨していきます。

⑤ 危機事象への対応

南海トラフ地震などの大規模災害やシステム障害等、様々な危機事象への対応が求められる中、関係機関と 連携した合同災害訓練に積極的に参加するなど、不測の事態に直面した際に中小企業金融のセーフティーネッ トとしての役割を果たすため、事業継続計画の実効性を高め、危機管理体制の充実・強化を図ります。

⑥ 情報戦略の充実・強化

保証協会の認知度を高め、その存在意義を広く理解してもらうため、SNSの活用やホームページ・広報誌 等の充実を図るなど、わかりやすくタイムリーな情報発信や広報活動に努めます。

●事業計画

令和6年度保証承諾等の主要業務数値(見直し)は以下の通りです。

項目	金額	対前年度計画比
保証 承諾額	50,000百万円	94.3%
保証債務残高	218,000百万円	94.8%
代 位 弁 済 額	3,000百万円	1 2 0. 0%
回 収 額	4 0 0 百万円	1 0 0. 0%

■令和6年度の重点取組み事項

本県の経済情勢は、各種政策・施策の効果もあり、コロナ禍を乗り越えて改善しつつあるが、県内の中小企業・ 小規模事業者(以下、「中小企業者」という。)の経営状況は、既に多くの事業者が「新型コロナウイルス感染 症対応資金」の元本返済を進めている一方、長期化する原材料価格等の高騰や円安の影響、多発する自然災害 の影響等により、依然として厳しい状況に置かれています。

こうしたなか、当協会では「伴走支援型特別保証制度」やセーフティネット保証等の様々な保証制度を活用 して中小企業者への資金繰り支援に取り組むとともに、プッシュ型の経営支援を基軸に金融機関及び中小企業 支援機関、専門的な経営支援ノウハウを有する外部専門家との連携による経営支援に積極的に取り組んでいます。

今後とも、中小企業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、厳しい状況に置かれている中小企業者に対す る経営改善・事業再生支援等の取り組みをより着実なものとしていくことが求められています。

また、創業や思い切った事業展開など、中小企業者の新たな取り組みや円滑な事業承継、早期の事業再生を 後押しするため、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させていくことも求められています。

よって、以下に掲げる3点を令和6年度の重点分野と位置付け、それぞれに実践取組事項を設定し、「地域密 着型の総合支援機関」として中小企業者の皆様とともに「強さと柔軟性を持つ経済社会の実現」に努めます。

1. 健全で強固な経営基盤の確立

- ①柔軟で俊敏な「情報の収集・分析・発信」
- ②高い機動力を備えた「現場力」の発揮
- ③シームレスな「債権管理体制」の確立
- ④実践力のある「危機管理体制」の構築
- ⑤積極的な「業務改善」による事務の効率化

2. フレキシブルに対応できる「課題解決型組織」の構築

- ①環境の変化に即した一気通貫の「伴走型支援体制」の実践
- ②企業の強みを伸ばす「事業承継」の推進
- ③「女性職員」の能力活用
- ④自主的に成長できる職場環境づくり

3. 「地方創生」への貢献

- ①「創業支援機能」の充実・強化
- ②「ふるさと回帰」の促進

~中小企業と伴走する「総合支援機関」として~

● 県内中小企業者数と保証利用状況の推移



<mark>県内中小企業者</mark>は20年前から<mark>11,213社減少</mark>している。令和2年度の「新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ 融資)」により保証利用者は12,201社まで増加したが、今年度は経済活動のリスタートに伴うゼロゼロ融資の繰上償還 により、保証利用者数は10,348社(前年度比△1,799社)、保証利用度は44.5%(同△3.4%)と減少した。

● 保証承諾額・保証債務残高の推移(億円)



「新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)」の返済が本格化する中、「伴走支援型特別保証」を中心に積極的な 資金繰り支援や借り換えによる返済負担の軽減に努めた結果、令和5年度の保証承諾額は1,077億円(前年同月比 191.8%)、保証債務残高は2,423億円(同91.2%)と高水準を維持している。

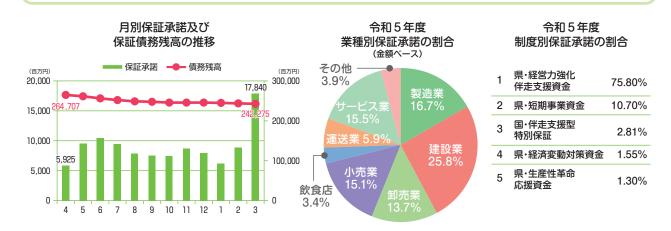
● 当協会の課題と方向性



保証部門の 重点取組み事項について

○県内中小企業・小規模事業者の経営環境が厳しさを増す中、「ゼロゼロ融資 | の返済本格化を迎え る事業者の増加を踏まえ、地域において「頼りになる保証協会」となるべく、企業の実情に応じた きめ細やかな支援に努めます。

令和5年度の実績



今年度の取組み

《挑戦する中小・零細企業へのタイムリーな金融支援・経営支援》

1. 企業の実情に応じたきめ細やかな支援

現場主義の徹底により、積極的な訪問・面談を通じて企業の課題を把握し、各種政策保証を活用しながら、各事業者の課題解決に向けた きめ細やかな支援に努めます。

経営課題の解決を支援

大口先、保証付メイン先を中心に業況のモニタリン グを強化し、早期経営改善計画策定支援事業の活 用をはじめ各種支援施策をプッシュ型で展開する。

小規模事業者向け支援

金融機関と連携して、小規模事業者への帯同訪問 や合同相談会を実施し、各事業者の悩みや課題を 把握するとともに、金融支援のみならず効果的な 本業支援を行う。

政策保証の活用

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制 度や自治体制度をはじめ各種政策保証を活用し、 事業者のニーズに応じたタイムリーな金融支援を 行う。

2. 金融機関等との連携強化

金融機関営業店との情報交換を通じて企業の実態把握や対応策の目線合わせに努めるとともに、関係機関との連携強化に取り組み、金 融機関との適切なリスクシェアを図りながら、多面的な金融支援・経営支援に努めます。

金融機関とのリレーションを強化

金融機関営業店との定期的な情報交換を通じて、 事業者支援のための基盤となるリレーションを構 築し、プロパー協調による踏み込んだ与信対応や 予防的リスケの提案など、金融機関と連携した 支援に繋げる。

経営者保証に依存しない融資慣行の推進

金融機関との連携等により経営者保証を不要と する取扱いに加え、事業者選択型経営者保証非 提供制度の可能性を検討するなど、経営者保証 に依存しない融資慣行の確立に向け、丁寧な対

関係機関との連携

外部専門家 専門家派遣事業を活用した連携 支援

405事業、早期経営改善計画策 活性化協議会 定支援事業の活用

情報交換を通じて事業者への多

商工団体等 面的な支援に繋げる

3. 中小企業を応援する3つのキャンペーンを展開

「適正保証推進キャンペーン」、「挑戦企業応援キャンペーン」及び「保証料割引キャンペーン」を展開し、資金繰り支援をはじめ事業者の前 向きな取組みや新たな挑戦を強力に支援します。

適正保証推進キャンペーン

ラス 小規模事業者の資金ニーズに スピーディに対応する推薦保証 ツインローン プロパー資金との協調融資 アシストローン 事業承継資金

リピート 短期継続資金

プレミアム 経営者保証不要で取り組む プロパー資金との協調融資

挑戦企業応援キャンペーン ~がんばろう徳島!~

創業支援卒業先に対するさら ネクスト なる成長支援

チャレンジ 挑戦意欲旺盛な事業者に対す る広報支援

イノベーション 金融支援と専門家派遣の複合

保証料割引キャンペーン ~75周年記念~

(1) 県 短 期 < 通 常 枠> (新規先) $\triangle 0.2\%$ (2)県短期<経済回復枠> 11 (3)特定社債 < SDGs推進枠> // (4)県経済変動(プレミアム) $\triangle 0.1\%$ (5)県経営安定借換(// // (6)県牛産性革命(// //

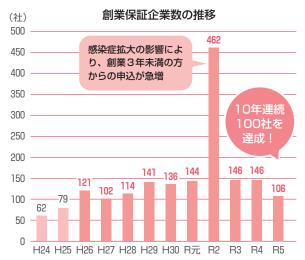
地方創生部門の 重点取組み事項について

- ○創業前相談から創業後のフォローアップまで一貫した支援体制により、創業される方を全力でサポートします。
- ○創業機運を醸成し起業の心理的ハードルを下げ、新規創業を推進することで県内事業所の減少を食い止めます。
- ○移住者への起業支援や創業者ネットワークの拡大に努め、「地域経済の活性化」と「地方創生」に貢献します。

令和5年度の実績と今年度の取組み

創業するなら保証協会へ!

あなたの夢、応援します。



平成23年度に本格的に「創業支援」に取り組み始めてから、当協会がサ ポート(創業保証)した累計企業数は1,700社を突破。

年間100名を超える創業者を当協会から安定的に創出し、地域の雇用創 出と経済の活性化を図ります。

「創業前相談窓口」「夜間・休日創業相談会」の実施

●オンライン、休日、夜間など、平日はお忙しい方や遠方の方の ご相談もお受けできる柔軟な体制を準備しています。

2 創業前からのサポート

- ●創業を志すお客さまに寄り添って計画作りを支援します。
- ●金融機関からの「丸投げ」を推奨しています。
- ●創業準備が整えば、保証利用による資金調達が可能です。
- ●低利・保証料ゼロによる地公体制度融資をご提案します。

3 「スタートアップ創出促進保証」の活用

●創業期の経営者保証を不要とする保証制度、「スタートアップ創 出促進保証(SSS)」を積極的に活用します。

4 創業後の伴走フォローアップ

- ●保証後6か月及び決算期に定期モニタリングを実施します。
- ●広報サポート付創業保証「トリプルP」で効果的にアピールします。
- ■課題解決に向け、専門家派遣によるアドバイスを提供します。
- ●YouTube動画を作成し、プロモーションを支援します。

NEW ●創業アドバイザーの増員で、フォローアップ力の向上を図ります。

創業アンバサダーの活用

●5名の「創業アンバサダー」がそれぞれのネットワークを活用し、 当協会の創業情報を発信します。移住創業の先駆者をインフル エンサーとして情報発信を行います。

地方創生

リモートワークやワーケーションで地方が注目される中、 各種イベントや次世代起業家を育成するキャリア教育を通 じ、創業機運醸成に努めます。また、金融機関、行政、商 工・経済団体、大学、企業など、あらゆる機関との連携に より地方創生に貢献します。

創業機運の醸成

●「まちしごとファクトリー」

徳島大学、徳島新聞社と連携して、地域に根差したス モールビジネスを育てる。当協会職員を講師として派 遣し、ビジネスプラン作成セミナー等を開催する。



●「女性起業塾」

徳島県が主催、花咲ね一さん企業組合が運営する、 徳島県内の女性起業家を育てる「女性起業塾」に 当協会も協力。創業前・創業準備段階をサポート し、県内の女性の起業・創業を後押しする。



●県内3大学との連携

連携協定を締結している徳島大学・四国大学・徳島文理大学で実践 的な起業講座を開催し、次世代の起業マインド育成に貢献する。

移住創業の促進

■「とくしま回帰×シゴトづくりセミナー」 「徳島の魅力」や「他の地方との違い」などトークセッ ションを交えて徳島での起業を提案するセミナ



●「地域おこし協力隊」向け起業セミナ-他県から徳島に来て任期満了を迎える、創業意欲が高い「地域おこ し協力隊」の方々に対し、地公体と連携して起業を提案する。

●東京や大阪での移住創業セミナー

「わくわく移住支援事業補助金」の紹介等、地公体との連携により、 移住創業のプロモーションを推進する。

●メディアの活用

「あわわWEB」で移住創業者の創業ストーリーを紹介。

情報発信の強化

●「LINE公式アカウント」の活用 NEW

LINE公式アカウントで、イベント情報等タイムリーな情報発信を行う。

●創業支援ネットワークの活用

連携協定を締結している機関や、創業アンバサダーのネットワーク を活用し、発信する情報の拡散力強化を図る。

●行政機関との連携

行政の広報誌に広告を掲載し、創業支援情報の周知を行う。

事業承継

- ●後継者不在の企業と創業者をはじめとする譲受企業とのマッチング や、事業承継の課題解決に取り組む事業者の情報共有を図るなど、 支援施策の推進を検討する。
- 事業承継の課題を共有し、スムーズな事業承継 を推進するため、「徳島県事業承継・引継ぎ支援 センター」と「事業承継に係る勉強会」を開催し、 連携して事業承継促進に努める。

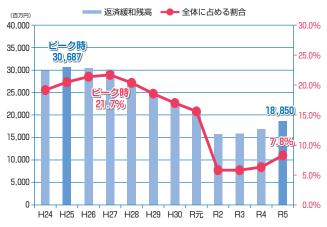


経営支援部門の 重点取組み事項について

○金融機関や支援機関との連携をさらに強固なものとし、経営改善に真摯に取組む事業者との対話 を通じて業況把握に努めるとともに、事業者のニーズに応じた支援策の展開を図ります。

令和5年度の実績

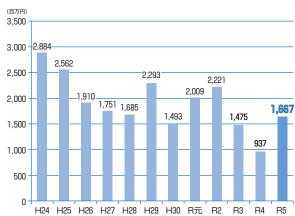
返済緩和残高の推移



原材料価格の高騰、人件費の負担増加、ゼロゼロ融資の返 済開始等、厳しい経営環境が続いていることより、返済緩 和残高は増加傾向。

※返済緩和残高の割合=返済緩和残高/保証債務残高

代位弁済額の推移



厳しい経営環境の長期化により、R5年度は小規模事業者 の代位弁済が増加した。今年度についても、法的整理や事 業再生による代位弁済の増加が見込まれる。

今年度の取組み

1. 事業者のニーズに応じた支援策の展開

対話を通じて業況把握に努める

経営改善に真摯に取組む事業者に対し、積極的な個別訪問・面談、 経営サポート会議、及び金融機関との情報共有を通じて業況やニー ズを把握することにより、「経営支援強化促進補助金」の活用によ る専門家派遣をはじめ、関係機関と連携して収益力改善、事業再 生、再チャレンジなど、的確な支援に繋げる。

支援策の展開

●収益力改善支援

「経営サポート会議」「経営支援強化促進補助金」「中小企業活性化 協議会の活用」による伴走支援

●事業再生支援

「中小企業活性化協議会」「事業承継・引継ぎ支援センター」「よろ ず支援拠点」等の機能を有効に活用

●再チャレンジ支援

「REVIC」、「中小企業活性化協議会」、さらに「事業再生ガイ ドライン」を活用

2. 金融機関・支援機関との連携

金融機関・支援機関との連携強化

- 金融機関の再生支援部門(随時訪問)
- ●中小企業活性化協議会(毎月訪問、勉強会、トレーニー派遣)
- 事業承継引継ぎ支援センター(勉強会、セミナー)
- ■よろず支援拠点(勉強会、セミナー)
- ●税理士会(事業計画策定プロジェクト)

とくしま中小企業支援ネットワーク会議の活用

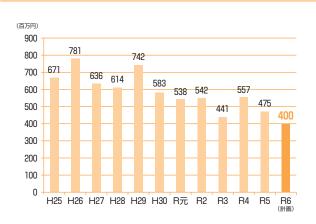
ネットワークのハブ機能を活かし て、各関係機関と経営改善、事業 再生、創業支援、事業承継等に向 けた連携強化に努める。



管理回収部門の 点取組み事項について

○新規求償権への早期着手と既存求償権の掘り起こし、管理業務の効率化を進めるとともに、事業 継続先に対する経営改善・事業再生支援さらには再チャレンジ支援など個々の状況に応じた親身 な対応・回収に努めます。

回収金額の推移



無担保、無保証人制度の浸透や、法的手続きの心理的ハード ル低下による破産者等の増加、さらに関係人の高齢化などに より、回収金額は減少傾向で推移している。



今年度の取組み

回収の促進

- 新規求償権については、期中管理・経営支援 部門との連携を密にして、関係人や担保物件 の現状把握を早期に行うことにより、速やか な回収方針の決定と着手に繋げる。
- 顧客との接点を絶やさず、常に顧客情報の アップデートを行うことにより、機を逃さな い適時適切な対応に繋げる。

管理業務の効率化

- 回収の見込みがない求償権については、速 やかに管理事務停止を実施し、回収が見込 める求償権に注力することで、回収の効率化 を図る。
- ●管理回収支援帳票をさらに活用し、管理業 務の効率化に努める。

経営改善・事業再生・生活再建に向けた取組

- 事業を継続している事業者に対しては、協会 の専門家派遣を利用した経営支援、各支援機 関と連携した事業再生支援や再チャレンジ 支援を検討。
- ●長期経過案件については「一部弁済による請 求停止・保証債務免除」、「損害金減免によ る早期完済」等を活用し、個々の状況に応じ た親身な対応に努める。

その他の取組みについて

○強固な経営基盤の構築のため、恒常的にDX、人材育成、コンプライアンス、BCPに取り組み、安定 した信用保証業務を提供することにより、地域において「頼りになる保証協会 | を目指します。

今年度の取組み

D

- 事業者や金融機関に対する利便性向上やリードタイム短縮を図るべく、 電子受付システムの導入など信用保証業務の電子化を進める。
- ●デジタル技術の活用により利用者の利便性向上に努めるとともに、事務 の効率化を図ることにより限られたリソースを有効に活用し、厳しい経 営環境におかれている中小企業への積極的な経営支援に努める。

コンプライアンス

●チェックシートによる早期発見・対応、ハラスメント相談窓口の周知 徹底、関係機関が開催する研修などを通じ、コンプライアンス意識の さらなる浸透、コンプライアンス事案への対応力の向上を図る。

人材育成

- 事業者のニーズに即応できる人材を育成するため、若手職員を主体と した内部研修や専門知識の向上に向けた外部研修への積極的な参加な ど、研修体制の充実を図る。
- ●中小企業診断士や信用調査検定をはじめとする資格取得を推進し、職 員のスキルアップを図る。

BCP

- ●南海トラフ地震などの大規模災害やシステム障害等、様々な危機事象 への対応が求められる中、関係機関と連携した合同災害訓練に積極的 に参加するなど、地域継続を目指す。
- 事業継続計画の実効性を高め、危機管理体制の充実・強化を図る。

■令和5年度事業概況

事業方針

当協会では、コロナ禍において債務が増大した中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り支援やポストコロナ を見据えた一層の収益改善支援、さらに創業・事業再構築など前向きな取り組みを積極的に支援するとともに、 協会業務の一層の円滑化・効率化を推進し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる協会運営を目指すことを基 本的運営方針として、令和5年度の事業計画を策定し、次のような取組みを行いました。

現場主義の徹底により対話を通じて企業が抱える課題の把握に努めるとともに、県内金融機関と緊密に連携し「伴 走支援型特別保証制度」など様々な保証制度を活用し、厳しい経営環境にある中小企業者の金融支援と経営支援 に努めました。

また、「信用保証書の電子交付サービス」を活用することにより、保証申し込みから保証付融資実行までのリー ドタイムを短縮し中小企業者の利便性の向上を図りました。

【地方創生部門】

地方創生部門においては、新たな事業者の創出に努めることが「地域経済の活性化」と「地方創生」双方の観 点から極めて重要との認識のもと、関係機関との連携による創業セミナーや、移住創業を促進するイベントを実 施するとともに、県内の大学において創業講座を行うなど、創業機運の醸成に努めました。

また、創業予定者を対象に創業計画策定から資金調達、創業後のフォローアップまで一貫した支援を展開しました。

【期中管理・経営支援部門】

期中管理・経営支援部門においては、経営改善に真摯に取組む事業者との対話を通じて事業者のニーズに応じ た支援策の展開を図り、状況に応じて「経営支援強化促進補助金」を活用するなど、金融機関と連携しながら中 小企業者の経営改善にかかる支援を実施しました。

また、必要に応じ中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等の機能を有効に活用し、中小企業 の事業再生支援に努めました。

【回収部門】

回収部門においては、経営者保証に関するガイドラインの適用、一部弁済による保証債務免除、損害金減免に よる早期完済を積極的に推進するなど、顧客の事業再生・生活再建に資する支援とともに、回収の促進を図りま した。

【その他間接部門】

大規模地震による停電時を想定した業務手書き訓練、豪雨水害対策をテーマとした防災セミナーの開催等を実 施するとともにBCPの見直しを行うなど危機管理体制の強化を図りました。

令和5年度事業実績

(単位:百万円) 【主要業務数值】

区分	件 数	金額	経営計画(金額)	計画比
保証 承諾	6,324	107,677	53,000	203.2%
保証債務残高	19,406	242,275	230,000	105.3%
代 位 弁 済	190	1,667	2,500	66.7%
実際 回収	4,364	475	400	118.8%

(1) 保証動向

保証部門では、現場主義の徹底により対話を通じて企業が抱える課題の把握に努めるとともに、県内金融機関と緊密に連 携し「伴走支援型特別保証制度」など様々な保証制度を活用し、厳しい経営環境にある中小企業者の金融支援と経営支援に 努めた結果、保証承諾については1,076億77百万円(計画比203.2%、前年度比191.8%)と前年度を大幅に上回りました。 その一方で、社会経済活動の正常化にともなうゼロゼロ融資の繰上償還の増加により、年度末の保証利用者数は10,348 企業(前年度▲1,799企業)、保証利用度は44.5%(前年度▲3.4%)、保証債務残高は2,422億75百万円(計画比105.3%、 前年度比91.2%)となり、引き続き高い水準を維持しているものの、それぞれ前年度末を下回る結果となりました。

(2) 代位弁済、実際回収動向

厳しい経営環境の長期化による小規模事業者の法的整理や、社会経済活動の正常化によりコロナ禍以前から経営が厳しかっ た事業者の事業再生が進んだことによって、代位弁済は16億67百万円(計画比66.7%、前年度比177.9%)と前年度を上 回りました。

-方、実際回収においては、保証人や担保に依存しない保証付融資の推進により回収環境が厳しい中、長期経過求償権の 掘り起こしをはじめ、「経営者保証に関するガイドライン」の適用、「一部弁済による保証債務免除」、「損害金減免による 早期完済」を積極的に活用し、顧客の事業再生・生活再建に向けた支援を通じて回収の促進に努めた結果、回収額は4億75 百万円(計画比118.8%、前年度比85.3%)となり、前年度をやや下回りました。

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

借		貸	方
科目	金額	科目	金額
現金	69,198	基本財産	16,040,535,142
現金	69,198	基金	4,934,018,600
小 切 手	0	基金準備金	11,106,516,542
預 け 金	3,292,952,584	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	5,655,934,425
普通預金	706,038,072	その他有価証券評価差額金	-798,186,506
通知預金	0	責任準備金	1,567,693,506
定期預金	2,580,000,000	求償権償却準備金	170,401,469
郵 便 貯 金	6,914,512	退職給与引当金	597,175,892
金 銭 信 託	0	損失補償金	0
有 価 証 券	25,848,273,347	保証債務	242,274,640,418
国 債	0	求償権補塡金	0
地 方 債	11,503,997,000	保 険 金	0
社債	14,335,570,000	損失補償補塡金	0
株式	2,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策 金 融 公 庫 分)	0
ファンド出資	6,706,347	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策 金融公庫分)	0
その他	0	収 支 差 額 変 動 準備金造成資金	0
動産・不動産	467,531,158	雑 勘 定	7,628,981,811
事業用不動産	422,122,060	仮 受 金	389,741,799
事業用動産	45,409,098	保険納付金	11,066,115
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	3,232,714
建設仮勘定	0	未経過保証料	7,214,406,078
損失補償金見返	0	未払保険料	1,423,276
保証債務見返	242,274,640,418	未払費用	9,111,829
求 償 権	569,762,597	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	683,946,855		
仮 払 金	73,828,116		
保 証 金	0		
厚生基金	109,033,000		
連合会勘定	191,068		
未収利息	52,610,640		
有価証券未収入金	0		

基本財産

株式会社の資本 金に相当するも のです。

収支差額変動 準備金

将来の収支悪化 に備え、対外信 用力の維持と業 務運営の安定化 を図り、中小企 業者の保証要請 に的確に応える ための利益性の 準備金です。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降にかかる保証料)を計上しています。

求償権

有価証券

安全性を重視し、

流動性・収益性

の観点からも考

慮して運用対象

を選定していま

す。

経理上の求償権 とは、代位弁済 累計額から、回 収額、自己償却 額、日本政策金 融公庫からの保 険金受領額等を 控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本 政策金融公庫に 支払った保険料 のうち、翌事業 年度にかかる部 分について計上 しています。

未経過保険料

計

合

448,284,031

合

計

273,137,176,157

273,137,176,157

保証料 受入保証料のう ち、当該決算期間 に対応する額を 計上しています。

収 算 支 ET

TVI

令和5年4月1日~令和6年3月31日

(単位:円)

	科				金	額	
経	Ė	常山	又	入		2,984,770,286	
	保	証		料	2,552,270,368		-
		ナ 金	利	息	1,684,476		
		証券利息	息配当	金	250,506,733		
	調	査		料	0		
		帯 保	証	料	0		
	損	害		金	4,649,668		
		務 補	助	金	6,007,685		
	責任		負 担	金	165,994,000		
	雑	収		入	3,657,356		
経			支	出		1,866,375,416	
	業	務	<i>(</i> . •	費	804,043,753		
	役	職員		5	441,182,222		
		職給与引			41,958,941		
	そ	の他	人件	費	104,251,212		
	旅	_,		費	3,743,460		
	事	務		費	100,246,185		
	賃	借		料	8,045,487		
	動点				28,361,113		
	信	用調		費	19,277,650		
	債	権管		費	13,083,145		
	指	導 普		費	18,639,214		
	. 負	担		金	25,255,124		
		入 金	利	息	0		
		用 保	険の物は	料	1,061,670,431		
		共有負担	亚		0		
経	雑常	<u>支</u> 収 支	¥	出	661,232	1,118,394,870	-
経経	 常	<u>収 支</u> 外	<u>差</u> 収	額 入		2,904,550,539	-
水土		求償権		金	43,647,679	2,904,000,009	
	青仟		金戻	入	1,708,685,395		
		至 帰			106,428,281		
		権補塡		入	1,023,174,715		1
	不保	険		金	950,745,019		[`
		失補償		金	72,429,696		
	有価		評価	益	0		
	有価		売却	益	21,523,000		
	補	助	/U 4P	金	0		
				_	1		1

他

権

債 権

定

券

職

求償権償却準備金繰入

責任準備金繰

制度改革促進基金取崩額

収支差額変動準備金取崩額

収支差額変動準備金繰入額

基本財産繰入額

外

IJΖ

償

償

償

評価

売 却

支

 σ

償

受

勘

価 証

価 証 券

その他支経常外収支差

<u>当期収支差</u>

常

経

求

譲

雑

有

有

退

λ

出

却

却

却

損

損

金

入

1.091.469

5,165,839

20,335,000

1,567,693,506

170,401,469

7,023,860

79,684

0

0

1,115,391,787

2,886,091,145

18,459,394

1,136,854,264

568,000,000

568,854,264

0

求償権補塡金

代位弁済により 日本政策金融公 庫から受領した 保険金、連合会 (国) から受領し た損失補償金か らなっています。 求償権補塡金を 期末に戻入処理 することにより 求償権の償却を 行います。

責任準備金

経済・金融動向

求償権償却 準備金

信用保険料 日本政策金融公 庫に支払う信用 保険料の当該決 算期間に対応す る額を計上して

います。

求償権償却

代位弁済により

日本政策金融公

庫から受領した

保険金、連合会

(国)から受領し

た損失補償金、

償却基準に従い 回収不能と認め られた求償権の

合計額を計上し

ています。

協会資産の健全 性を保つ観点か ら、求償権残高 に対して一定割 合を積み立てて います。(洗替え 方式)

の変化に伴う将 来の不測の事態 の備えとして、 保証債務残高に 対して一定の割 合を積み立てて います。(洗替 え方式)

キャッシュ・フロー計算書 令和5年4月1日~令和6年3月31日

(単位:円)

		(単位:円)
	科 目	金額
I	. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
ļ	当期収支差額	1,136,854,264
	動産·不動産償却額	28,361,113
	退職給与引当金増減額	-15,467,519
L	責任準備金増減額	-140,991,889
L	求償権償却準備金増減額	63,973,188
	収支差額変動準備金取崩額	0
	預け金利息·有価証券利息·配当金	-252,191,209
	借入金利息	0
	求償権増減額	-306,651,816
	損失補償金	0
	仮払金増減額	-65,455,154
	保証金増減額	0
	連合会勘定増減額	287,723
	未経過保険料増減額	31,152,084
	求償権補塡金増減額	0
	仮受金増減額	271,485,581
	保険納付金増減額	-1,027,699
	損失補償納付金増減額	1,147,179
	未経過保証料増減額	-694,234,198
	未払保険料増減額	381,915
	未払費用減少額	4,825,517
	制度改革促進基金増減額	0
	有価証券評価損益	0
	有価証券売却損益	-1,188,000
	動産・不動産売却(取得)による売却損益	0
	小計	61,261,080
	利息·配当金受取額	247,023,060
	利息の支払額	0
	事業活動によるキャッシュ・フロー	308,284,140
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	000,204,140
 -	定期預金解約(預入)による収入(支出)	-480,000,000
	有価証券の売却・償還(取得)による収入(支出)	00 105 000
	金銭信託の解約(取得)による収入(支出)	-88,495,3 <i>77</i> 0
ļ	厚生基金の回収(貸付)による収入(支出)	-11,222,000
ļ	動産・不動産売却(取得)による収入(支出)	
	到度・个到性元却(取得)による収入(文正) 投資活動によるキャッシュ・フロー	-18,763,685 - 598,481,062
ш		090,401,002
#	. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
ļ	借入金の借入(返済)による収入(支出)	0
ļ	基金増加(減少)による収入(支出)	0
ļ	基金準備金増加(減少)による収入(支出)	0
	収支差額変動準備金に係る出捐金の増加(減少)による収入(支出)	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
-	現金及び現金同等物に係る換算差額	0
_	現金及び現金同等物の増加額	-290,196,922
_	現金及び現金同等物の期首残高	1,003,218,704
	. 現金及び現金同等物の期末残高	713,021,782

本 基 財 産

【基本財産とは】

信用保証協会における基本財産とは、一般企業の資本金勘定に相当するものであり、信用保証業務遂行の 結果生じることとなる損失の最終担保的な性格を有するものです。このため、当協会が健全な経営を行い、 対外的信用を維持するためには、基本財産の保全・充実が不可欠です。

当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率) と定められています。令和5年度末の基本財産は160億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証 債務の最高限度額は、6,875億円となります。(定款倍率に対する消化率35.2%)

【基本財産の推移】

(単位:円)

年度	基本財産	基金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成23年度	13,765,255,091	4,934,018,600	8,831,236,491	0
平成24年度	13,972,717,889	4,934,018,600	9,038,699,289	0
平成25年度	14,113,294,816	4,934,018,600	9,179,276,216	0
平成26年度	14,287,767,220	4,934,018,600	9,353,748,620	0
平成27年度	14,390,057,215	4,934,018,600	9,456,038,615	0
平成28年度	14,451,675,643	4,934,018,600	9,517,657,043	0
平成29年度	14,495,301,689	4,934,018,600	9,561,283,089	0
平成30年度	14,517,016,665	4,934,018,600	9,582,998,065	0
令和元年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和2年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和3年度	14,900,662,742	4,934,018,600	9,966,644,142	0
令和4年度	15,471,680,878	4,934,018,600	10,537,662,278	0
令和5年度	16,040,535,142	4,934,018,600	11,106,516,542	0

【基本財産の構成】

基本財産は、①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、地方公共団体、金融機関等により拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた金額の累計で、 信用保証協会の自己造成資金です。

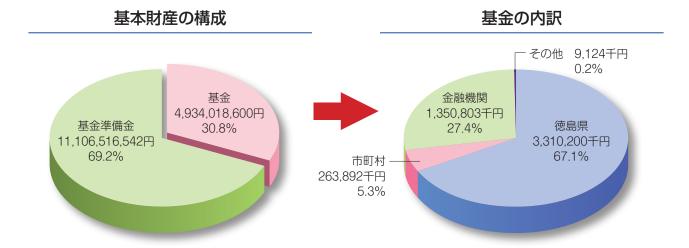
【基本財産の内訳】

令和6年3月31日現在 (単位:千円)

区分	金額	構成比		
基金	4,934,019	30.76%		
出えん金	3,613,197	22.52%		
(県)	3,310,200	20.64%		
(市町村)	263,892	1.65%		
(金融機関)	38,330	0.24%		
(業者・業者団体)	775	0.00%		
金融機関等負担金	1,320,822	8.23%		
(金融機関)	1,312,473	8.18%		
(業者・業者団体)	8,349	0.05%		
基金準備金	11,106,517	69.24%		
基本財産合計	16,040,535	100.00%		

各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

※過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。) を造成するために出えんされた額759,000千円は取崩し済のため、上記出えん金からは除外しております。



中期事業計画及び年度経営計画の評価

当協会は、公認会計士 原孝仁 様、四国大学経 営情報学部准教授 近藤明子 様により構成される 「外部評価委員会」の意見・アドバイスを得て、「第 6次中期事業計画(令和3年度~令和5年度)の 評価」と「令和5年度経営計画の評価」を作成し ました。

「外部評価委員会」の意見・アドバイスについ ては、以下のとおりです。



外部評価委員の様子

第6次中期事業計画(令和3年度~令和5年度)の評価

- (1) 全国的に保証承諾、保証債務残高ともに ゼロゼロ融資以降、減少基調で推移していた なかで、保証承諾が2年連続して前年度を上 回り、コロナ関連資金の返済が進むなか保証 債務残高を高い水準で維持できている。現場 主義を徹底し、役職員一丸となって企業訪問 及び面談を実施するなど、企業が抱える課題 を把握することで、金融機関と連携し厳しい 経営環境にある企業の資金繰り支援を行った ことは評価できる。引き続き、県下中小企業 者の資金繰り円滑化に向け、金融機関との連 携を強化しながら、きめ細やかな金融支援と 経営支援をお願いしたい。
- (2) 国内経済は、半導体の供給制約の緩和に よる自動車生産の増加やインバウンド需要等、 外需主導による回復基調の傾向がみられるもの の、不安定な海外情勢、円安が原因となり、物 価上昇や人材不足、マイナス金利政策の解除に よる金融資本市場の変動などの影響が生じてい る。こうした中、経営改善が進展せず事業継続 に不安を抱える企業の返済緩和や代位弁済の増 加が見込まれる。金融調整や経営改善計画策定 支援等が必要な企業に対して、各種施策の活用 や補助金を活用した専門家の派遣など関係機関 と連携した取組については評価できる。引き続 き、関係機関との連携を深めながら、個々の状

- 況を勘案した顧客本位のきめ細やかな経営支援・ 再生支援をお願いしたい。
- (3) 地域経済の活性化と地方創生の観点から 新たな事業者の創出が重要との認識のもと、関 係機関と連携しながら創業セミナーやイベント の開催により起業マインドの醸成に努め、令和 5年度より「創業アンバサダー」認定事業を開 始するなど、創業を促進する取り組みについて は評価できる。今後も、積極的な事業承継支援・ 創業支援への取り組みをお願いしたい。
- (4) 保証人や担保物件に依存しない保証の推 進により、回収を取り巻く環境が一層厳しくな るなか、令和4年にはサービサー委託業務が終 了になったものの、2年連続して回収実績が計 画値を上回ったことは評価できる。今後も、求 償権管理の効率化、回収の最大化に努められたい。
- (5) 大規模災害時を想定したBCP図上訓練 を実施し、コロナ禍においてもBCPの見直し を行い危機管理体制の整備に努め、また検査・ 監査業務を充実させることでコンプライアン ス意識の浸透を図ったことは評価できる。今 後も、公的機関としてガバナンスの充実・強 化とコンプライアンス態勢や情報管理・リス ク管理体制の強化に努められたい。

令和5年度経営計画の評価

国内経済は、半導体の供給制約の緩和による自動車生 産の増加やインバウンド需要等により回復基調の傾向が みられるものの、不安定な海外情勢や円安が原因となり、 物価上昇や人材不足、金融資本市場の変動などの影響が 生じており、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状 況にある。

こうした中、徳島県信用保証協会においては、年度経 営計画の重点課題にも積極的に取り組まれ、保証利用度

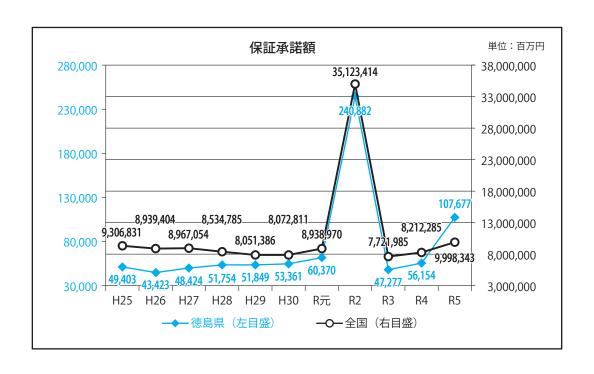


外部評価委員:近藤委員(左)、原委員長(右) から貴重なご意見をいただきました。

は高い水準を維持するなど、大きな成果を上げていることは評価できるものである。

今後とも、徳島県信用保証協会は中小企業・小規模事業者を応援する地域密着型「総合支援機関」として、 関係機関等と更なる連携強化を図りながら、経営環境が厳しい中小企業・小規模事業者に対し、実情に応じ たきめ細やかな「金融支援」、「経営支援」を実践し、地域経済の活性化に取り組んでもらいたい。

個別的目標については、次の事項に留意の上、今後とも経営計画を着実に遂行され、地域経済の安定と発 展に貢献し、地方創生に寄与されることを期待する。



- (1) 職員一丸となって、企業が抱える課題を 把握し「伴走支援型特別保証制度」などによ る借換保証の提案や事業再構築支援に努め「頼 りになる保証協会」を目指した。その結果、 コロナ関連資金の返済が進む中、保証承諾は 前年度を上回り、保証債務残高を高い水準で 維持したことは評価できる。引き続き、金融 機関等との連携を強化しながら、厳しい経営 環境にある中小企業者に対し、きめ細やかな 金融支援と経営支援をお願いしたい。
- (2) 移住創業を促進するイベントを実施する とともに、県内大学にて創業講座を行うなど創 業機運の醸成に努めた。また、創業支援の認知 度とプレゼンスをより高める創業アンバサダー のネットワークを活用し情報発信の強化を図っ た。「創業前相談」、「休日創業相談会」及び「創 業後のフォローアップ」に注力した結果、10 年連続で100企業を超える創業保証を行ったこ とは評価できる。引き続き、関係支援機関と 連携しながら地域活性化に向けた事業承継支援、 創業支援に努められたい。
- (3) 金融調整、経営改善等が必要な企業に対 して「経営サポート会議」を強化し、実態を 把握するとともに、中小企業活性化協議会、 事業承継・引継ぎ支援センターの機能を有効 活用した。また、コロナ5類移行後の新たな 局面における中小企業の経営課題の解決に向け、 「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ 機能を活かして、情報交換、情報共有、目線 合わせを行うなど支援機能の充実に努めたこ とは評価できる。今後、コロナ禍からの業績

- 回復ができていない企業が多数ある中、経営 改善が進展せず息切れし、事業継続を断念す る企業が増加してくる可能性もあることより、 引き続き関係機関と連携し、きめ細やかな経 営支援、再生支援に努められたい。
- (4) 保証人や担保に依存しない保証の推進に 加え、破産等の法的整理が増加するなど、回 収を取り巻く環境は年々厳しくなっている。 こうした中、関連部門との連携により関係人 の状況を早期に把握し回収に努めるとともに、 長期経過求償権の担保物件の売却を積極的に 図るなど、計画値を上回る回収となったこと は評価できる。引き続き、各部門と連携を図り、 早期着手や進捗管理の徹底により回収の効率 化・最大化に努められたい。
- (5) 保証協会を取り巻く環境が依然として厳 しいなか、各部門において一定の成果を上げ、 その結果として収支差額1.137百万円を計上し、 基本財産を増強できたことは評価できる。今 後とも、公的機関としてガバナンスの充実と 強化及びコンプライアンス意識の浸透を図る とともに、協会業務における電子化を推し進 めるなど業務の効率化を加速させ、経営基盤 の強化に努められたい。
- (6) 保証協会には、経営改善・生産性向上に 向け、より質の高い取組が求められる。県内 事業者への利益の最大化と本県経済の維持発 展に貢献すべく、引き続き関係機関と連携を 図りながら一層積極的な支援に取り組んでも らいたい。

■当協会の主な取組み

保証推進の取組み

- ○ポストコロナ社会に対応すべく、前例にとらわれない時代に応じた業務改善を行い、県内中 小企業・小規模事業者を積極的に支援しました。
- ○金融機関を始めとした各機関との連携強化や、現場主義の徹底により、企業の実情に応じた よりきめ細やかな「オーダーメイド型支援」を提供しました。

◆「ポストコロナサポート保証キャンペーン ~がんばろう徳島!~」の実施

新型コロナウイルス感染症等により大きな影響を受けているものの、逆境に耐え事業継続に頑張る徳島県 内の中小・小規模事業者のみなさまを金融機関と協力して応援するため、次のとおり「ポストコロナサポー ト保証キャンペーン ~がんばろう徳島!~」を実施しました。

項目	対 象
飲食店応援保証 "リバイバル"	長期化しているコロナ禍の影響を受けながら、前向きに頑張る飲食業者の方。
広報サポート保証 "チャレンジ"	事業再構築補助金の採択を受けた(受ける見込みの)方、または DX・GX にかかる制度を利用した方。
DX支援促進保証 "イノベーション"	ニューノーマルに対応したDX導入の為、当協会の専門家派遣事業を活用した方。

◆「適正保証推進キャンペーン」の実施

県内中小企業・小規模事業者の皆様に対する資金調達の一層の支援と適正な信用保証の活用促進を図るた め、次のとおり「適正保証推進キャンペーン」を実施しました。

項目	概要
トラスト (推薦保証)	金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応することを目的とした小□資金の保証。
ツインローン (協調資金)	金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。金融機関と更なる連携を図ることで、一層きめ細やかな金融支援を提供します。
アシストローン (事業承継資金)	事業承継に必要な資金を対象とする保証。後継者個人も信用保証の対象とし、 前経営者の株式取得資金や相続税・贈与税の納税資金など、事業承継に伴う 資金ニーズに一層きめ細かく対応します。
リピート (短期継続資金)	短期資金を継続してご利用いただくことで資金繰りの安定を図るほか、事業 再構築等の新たな事業展開や業務拡張に積極的に取り組んでいただくことを 目的とした保証。
プレミアム (経営者保証不要) (協調資金)	保証協会が定める経営者保証不要要件を満たし、金融機関との経営者保証不要のプロパー協調融資を対象とする保証。

◆「とくしま創生にかかる貢献店舗感謝状贈呈式」を開催

金融機関と連携して地域経済の発展を図るとともに、適正な 保証業務の推進を目的として、「とくしま創生にかかる貢献店 舗感謝状贈呈式 | を開催し、保証付融資の活用を通じて「とく しま創生」に貢献された延べ90の金融機関店舗様に、当協会 から感謝状を贈呈しました。

コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から式典の 開催を見合わせていましたが、同感染症の位置付けが5類に移 行されたこと等を勘案し、令和5年度は4年ぶりに開催するこ とができました。



◆保証懇談会を開催

金融機関と連携し、県内中小企業の金融円滑化に貢献するこ とを目的として、「令和5年度保証懇談会」を開催しました。 各関係機関様へ日頃のご協力に対し感謝の意を伝えるとともに、 「令和5年度経営計画」及び「令和5年度重点取組み事項」を 説明いたしました。

多くの事業者がゼロゼロ融資の返済開始を迎える中での対応 や、令和5年3月創設の「スタートアップ創出促進保証」の推 進等について、ご協力をお願いしました。



◆保証業務講座の開催

地域金融機関の若手の融資・渉外担当の皆さまを対象として、 保証付融資に係る事務の効率化に役立つ基礎知識及び提案力を 身に付けていただき、適正保証の推進に繋げるとともに、若手 を中心とした協会職員との意見交換を通じてリレーションシッ プの強化を図るため、「保証業務講座」を開催しました。

令和5年度は、「保証付融資の留意点」、「保証付融資の推進」、 「経営支援課の業務 | 及び「事故案件の管理・代位弁済の留意点 | など基本的な実務内容を説明した後、「保証付融資の事例研究」、 「グループ討議」を実施し、活発な意見交換を行っていただき ました。



◆販路開拓支援

大阪信用保証協会主催の展示商談会「OSAKA ビジネスフェ ア2023」がマイドームおおさか(大阪市)で開催され、当協 会も徳島県内の金属・機械関連メーカーや食品関連メーカーな ど、3社の出展をサポートしました。この展示商談会は、優れ た技術や魅力ある商品・サービスを有し前向きにチャレンジし ている中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会 と出展者間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャ ンスに繋げることを目的としています。



◆阿南信用金庫との合同金融相談会を開催

県内小規模事業者の方を対象とした「合同金融相談会」を、 阿南信用金庫様と連携して開催しました。

この相談会は、円安による物価高騰等により、県内事業者を 取り巻く経営環境が非常に厳しい状況となっている中、事業者 に寄り添った金融支援・経営支援をより一層図ることを目的と したものです。

小規模事業経営者の方の経営の悩み相談、資金繰り改善策等、 個々の実情に応じた解決策を提案させていただきました。



◆金融個別相談会を開催

藍住町商工会で実施された「夏季金融個別相談会」に日本政 策金融公庫徳島支店様とともに参加し、当協会は2企業からの 相談に対応させていただきました。

「創業に係る手順と創業計画作成にあたってのポイント」、「既 存事業のデューデリジェンスと新たな事業展開について」や「設 備の有効活用と資金調達について」などについての相談を受け、 金融機関目線での具体的なアドバイスを行いました。



◆金融機関との勉強会を開催

金融機関の皆さまに信用保証制度をご理解いただき、これま で以上に保証付融資の利用を推進していただこうと、随時勉強 会を開催しました。

令和5年度は、おすすめ制度、保証キャンペーン及び保証付 融資の留意点について、実務上の注意点も含めながら説明しま した。また、当協会の創業制度や申し込みから融資までのフロー 等について説明を行い、創業保証の積極的な活用を呼びかけま した。



多くの職員の皆さまにご参加いただけたことで、意見交換も活発なものとなり、担当者同士の信頼関係 の構築にもつながりました。

◆徳島大正銀行・行内研修に参加

徳島大正銀行の行内研修に当協会職員が講師として参加いた しました。研修では、若手を中心とした受講生の方に対し、信 用保証協会の概要や役割、信用保証制度等について解説を行い ました。

受講生の皆さんには説明を真剣に聞いていただきました。



創業支援の取組み

地方創生を加速させるべく、創業前相談から創業後のフォローアップまで、一貫した各種支援 策を展開するとともに、「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、女性の創業支援、 さらにキャリア教育にも積極的に取り組み、数多くの創業者の輩出に努めました。

◆「創業アンバサダー認定事業」を開始

県内の創業希望者や創業間もない方に対する各種支援の充実を図るため、「徳島県信用保証協会 創業アン バサダー認定事業 | を開始しました。

この事業は、様々な分野で地方創生への活動をされており、広範なネッ トワークと豊富な経験・知見をお持ちの5名の方々に創業アンバサダー として参画いただき、当協会の創業支援や効果的な情報発信に関するご 提言をいただくとともに、積極的な情報発信にご協力いただくことで、 地域経済を支える新たな事業者を創出・育成し地方創生に貢献すること を目的としています。

当協会会議室にて開催した委嘱式では、創業アンバサダーとなる5名 の皆さまにご参加いただきました。正式にアンバサダーとなった皆さま からは、創業支援の取組みについて評価をいただいた後、効果的な情報 発信や創業コミュニティの形成をテーマに活発なご提案をいただきました。 当協会は、今後ともアンバサダーの皆さまのお力添えを頂くことによ り、創業支援の充実を図り、徳島県経済の維持発展に貢献して参ります。





◆「夜間創業相談会」を開始

令和5年度より、毎月第1水曜日に「夜間相談会」を開始しました。 当協会では、これから創業をお考えの方を対象に、資金相談を はじめ各種計画書の書き方などについてのご相談窓口(平日9: 00~17:00) に加え、平日にお時間が取れない方を対象に、毎 月第3日曜日(9:00~12:00)の「休日創業相談会」を実施 しておりましたが、令和5年度より、昼間にお時間が取れない方 向けに、毎月第1水曜日(17:00~19:00)の「夜間創業相談会」 を開始しました。

相談会では、皆さまのアイデアを丁寧にお伺いし、各種計画の 作成を一からお手伝いしました。





◆とくしま回帰×シゴトづくりセミナーを開催

東京有楽町にある移住相談センター「ふるさと回帰支援センター」で「2023とくしま回帰×シゴトづく りセミナー | を開催し、徳島への 「移住・創業 | を呼び掛けました。

今回のテーマは「地方で創る!自分だけの働き方~『新しいふ るさと』とご縁を繋ぐ『まちしごと』~」。

地域おこし協力隊やサテライトオフィスでの勤務経験を経て起 業した先輩起業家の方々に、「新しいふるさと」となった地方で の暮らしや「シゴトづくり」、地方企業の魅力などについて語っ ていただいたほか、当協会の創業支援事例と徳島県の移住支援施 策を紹介しました。



講演後は参加者を交えたトークセッションを行い、「徳島で起業するメリット」、「縁がない地域に移住 する際に心掛けること」や「創業に関するリスク」などの質問に対し、講師から回答していただきました。 セミナー終了後のアンケートでは「スモールビジネスの継続性と可能性を考えることが出来た」、「自分 のキャリアや生き方を考える上で大いに参考になった」等の感想をいただきました。

◆創業事例研究セミナーを開催

県内金融機関の若手から中堅の融資担当者を対象に、当協会の創業支援の取組みについて理解を深めると ともに、創業案件に取り組む際の課題を共有することによって、円滑な融資と創業後の適切なサポートの 促進を目的として「創業事例研究セミナー」を開催しました。

協会への申込手続きの留意点や、創業に関する各種施策につい ての説明を行うとともに、創業顧客の事例紹介を行いました。ま た、阿南信用金庫本店営業部次長から創業前相談の体験談を発表 していただきました。さらに、実際に当協会の創業支援を利用し て創業された方に自身の体験談を発表していただきました。

セミナー後半では、「実践!体験してみる『創業前相談』」をテー



◆「令和5年度徳島市創業支援相談会」に相談員を派遣

徳島市主催の「令和5年度徳島市創業支援相談会」に、当協会の職員2名を相談員として派遣しました。

相談会は2日間開催され、当日は事前予約された多くの方が会 場を訪れていました。現地会場とオンラインを併用したハイブリッ トでの開催で、併せて約40名の社会人や大学生の皆様にご参加 いただきました。

この相談会では、創業を志す皆さまが抱える様々な疑問を経営、 金融、税務等それぞれの分野の相談員にワンストップで相談でき る体制が整備されているなか、当協会の相談ブースでは、「資金 調達方法」、「事業計画の策定方法」、「創業者向けの制度融資」と いった相談にアドバイスを行いました。



◆第35回 ACSIC 会議にて、当協会の取組みが紹介されました

アジア中小企業信用補完制度実施機関連合(Asian Credit Supplementation Institution Confederation: ACSIC,(アクシック))は、パキスタンの一部の地域を除くアジアにおける中小企業信用補完 制度実施機関による情報交換等で相互交流を図ることにより、地域を含むそれぞれの国の中小企業信用補 完制度の健全な発展に資することを目的として、1988年に日本の働きかけにより創設されました。現在は、 11か国1地域の17機関が加盟しており、日本からは全国信用保証協会連合会(JFG)および日本政策金 融公庫(JFC)が加盟しています。

令和5年度に第35回ACSIC会議がモンゴルのウランバートルに て開催され、「グリーンファイナンスの取組事例」として、当協会 の創業支援事例が取り上げられました。紹介された動画は、当協会 のYoutubeチャンネルからご覧いただけます。



チャンネル登録・ 高評価よろしく お願いします!

徳島県信用保証協会公式 YouTube チャンネル https://www.youtube.com/@cgc-tokushima



▶まちしごとファクトリーを開催

徳島大学・徳島新聞社・当協会の3社が連携して、地域に根差したスモールビジネスの担い手の育成を 目指す「まちしごとファクトリー2023」を開催しました。

令和5年度のまちしごとファクトリーでは、多様化するビジネスモデルにつ いて学ぶとともに、ビジネスプラン作成の演習により、収支計画作成など実践 能力を養うことを目的とした「ビジネスモデル特論」や、創業希望者の事業計 画作成をサポートする「実践塾」を実施しました。

2月に開催された最終セミナーでは、セミナーの受講生4名が ブラッシュアップした事業計画を発表しました。ペットと共に通 えるデイサービスや、鳴門産ラッキョウを加工してブランド化を 目指す商品開発などの事業計画が発表され、ゲストスピーカーら が講評し、エールを送りました。



◆日本公庫と共催で創業セミナーを開催

四国4県の信用保証協会と日本政策金融公庫(略称:日本公庫)四国創業支援センターが連携し、四国で の創業を考えている方や四国で創業して間もない方を対象としたセミナーを開催しました。

セミナーは、現地会場(日本公庫高松支店)とオンラインのハイブリッドで開催し、約50名の方々に ご参加いただきました。

日本公庫と各信用保証協会から、それぞれの「創業支援の取組 み」、「創業者向けの制度」、「融資までの流れ」や「事業計画書作 成のポイント」などについて説明しました。当協会からは、創業 前から創業後までの一貫したフォロー体制についてお話ししました。

また、当協会の創業支援を利用された方の創業体験談や、質疑 応答を実施しました。



経営支援の取組み

◆「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」の取組み

当会議は徳島県内の中小企業に対する経営支援及び創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与すること を目的とし、会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援及び創業支援に係る迅速かつ的確な対 応、実務担当者のスキルアップに取り組んでいこうとするものです。

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議・幹事会議・連絡会議を開催し、新たな施策について 情報共有を図るとともに、より一層の連携強化に努めております。

また、個別の中小企業者に対しては、保証協会を中心に金融機関や当該事業者にお集まりいただき、金 融調整や経営支援・再生支援など、あるべき支援の方向性について話し合う「経営サポート会議」を開催 し、地域の関係機関と一体になって中小企業者の支援に取り組んでいます。



令和5年度 とくしま中小企業支援ネットワーク会議の実施状況

第15回幹事会議(Web会議) 令和5年 7月19日(水)

令和5年 9月5日(火) 第18回代表者会議 令和5年 12月14日(木) 第14回連絡会議

【第18回代表者会議の概要】

◆開催日 令和5年9月5日(火)

9月5日(火)、当協会にて金融機関、行政機関、経済団体、士業団体等23機関から23名にご参加いただ き、第18回代表者会議を開催しました。

●徳島県よろず支援拠点が新たに加盟

徳島県よろず支援拠点のネットワーク会議への加盟が提案され、全会一致で承認されました。

●感染症5類移行後の新たな局面における各機関の支援状況について

ネットワーク会議の構成機関の中から、阿波銀行、徳島大正 銀行、商工組合中央金庫、徳島県中小企業活性化協議会、当協 会及び徳島県よろず支援拠点より、感染症5類移行後の新たな 局面における支援状況について発表がありました。その後、四 国経済産業局、四国財務局徳島財務事務所及び徳島県商工労働 観光部より国、県の施策についてご説明いただきました。



会議の総括として、現状及び今後の課題を次の通り整理しました。

【現状】

県内経済はコロナ禍からの経済再開により緩やかな持ち直し傾向にある。一方で、中小企業は原材料やエ ネルギー価格の高騰、人手不足等の影響により引き続き厳しい経営環境に置かれている。

【今後の課題】

企業のステージに応じた支援がこれまで以上に求められる。変革、挑戦をする企業に対し国、県の施策を 最大限に活用しながら参加機関が緊密に連携して生産性向上や事業再構築を支援する必要がある。

【第15回幹事会議の概要】

◆開催日 令和5年7月19日(水)

7月19日 (水)、Web会議にて第15回幹事会議を開催しました。

会議には県内金融機関及び支援機関より6名の皆さまにご参加いただ きました。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されてからも、原材料 高騰や人手不足により県内中小企業は引き続き厳しい経営環境にあり、 関係機関が連携して支援を行う必要があることを確認しました。



【第15回連絡会議の概要】

◆開催日 令和5年12月14日(木)

12月14日(木)、当協会にて金融機関、行政機関、経済団体、士業団 体等23機関から53名(Web参加含む)にご参加いただき、第14回 連絡会議を開催しました。

金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室・渡辺室長補佐より「『業 種別支援の着眼点』について~支援につなげていくために~」、栃木 県信用保証協会総務部・安西部長より「『業種別支援の着眼点』の活 用について~事例から見た実務への落とし込み~」というテーマでそ れぞれ講演をしていただきました。



◆経営支援強化事業による取組み

本事業は、生産性向上、事業承継にかかる計画の策定や、経営の安定に支障が生じているお客様に対し、 将来的な正常化に道筋をつけることを目的に、経営相談、経営診断、経営改善計画の策定及びそのフォロー アップなどを実施しています。

≪経営支援強化促進補助金≫の活用

・経営相談

- ・経営改善計画策定支援
- ・経営改善計画策定先のフォローアップ・モニタリング
- ・事業承継計画策定支援 生產性向上計画策定支援

実施 体制 図

本事業による補助発生が見込まれる事業 ■



令和5年度 経営支援強化事業の取組み実績

申込企業数	32社
経営相談実施件数	10社
経営診断実施件数	8社
経営改善計画策定支援件数	6社
モニタリングフォローアップ実施件数	7社
協会職員による企業訪問回数	109回
専門家派遣回数	1940

R5年版



◆経営サポート会議

経営サポート会議とは、返済緩和先企業と取引金融機関、保証協会の3者が一堂に会して情報の共有を 行い、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

緊急度・重要度の観点から、金融機関との調整や改善計画の策定支援が必要な事業者を対象に経営サポー ト会議を開催し、資金繰りの現状や経営改善計画の進捗状況の確認を積極的に行うなど、経営支援・再生 支援を推し進めています。

令和2年度から3年度にかけては、コロナ禍での対面自粛により会議数は減少しましたが、令和4年度 以降、感染状況を見極めながら開催回数を増やしたことにより、昨年度はコロナ禍前の実績に並ぶことが できました。

経営サポート会議開催実績

年 度	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	累計
開催回数	345	296	244	230	219	237	89	144	208	237	2,679
企業数	272	246	234	187	174	182	61	114	171	186	2,186

◆専門家派遣事業説明会を実施

当協会では、平成27年より中小企業診断士を始めとした外部専門家と連携して事業者の経営改善を支援 する「専門家派遣事業」を実施しています。

専門家派遣事業に対する理解を深め、円滑に実行することを目的として、内部職員向け・外部職員向けに それぞれ説明会を実施しました。

説明会では、ゼロゼロ融資の返済開始を迎える中小企業者 が集中する時期が到来することから、今後ますます経営支援 の必要性が高まることについて解説しました。

また、事業者の業況や要望に対応するため、「経営相談」 や「経営診断」、「経営改善計画策定支援」等の複数の支援メ ニューが用意されていることを説明しました。

説明会後、出席者からは「専門家派遣事業に対する理解が 深まった(内部職員)」、「引き続き保証協会と連携して経営 支援に協力したい(外部専門家)」等の感想が聞かれました。



◆「業種別支援の着眼点」についての意見交換会を開催

金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室・渡辺室長補佐を講師にお招きし、若手職員向けの意見交換会を 実施しました。当協会からは若手を中心に7名の職員が参加しました。

渡辺室長補佐からは、事業者支援の考え方や保証協会の職 員に期待する役割についてお話しいただきました。

出席者からは、「渡辺室長補佐の話はご自身の実践経験に 基づいており、非常に具体的で説得力があった。前例に囚わ れずお客様のためになる可能性のあることは何でもやってみ るという姿勢で今後の業務に臨みたい」という感想があがる など、非常に有意義な機会となりました。



◆事業承継の勉強会を開催

当協会と徳島県事業承継・引継ぎ支援センター(以下「支援 センター」という。)が、企業経営者の高齢化が進む中で事 業承継の課題を共有し、スムーズな事業承継を推進すること を目的として勉強会を開催しました。

支援センターより事業承継の現状や事業承継を支援するこ との重要性が解説された後、支援センターと当協会職員で、 経営支援の現場が抱える課題を共有し、意見交換を行いました。



組織体制の強化

◆プロジェクトチームの設置

保証推進強化チーム	保証各課においてエリアごとの数値の分析検討を行い、分析根拠に基づいた積極的な意見や 提案を行うシンクタンク的役割を担う。
事業承継推進チーム	全国的にも喫緊の課題となっている事業承継について、事業引継ぎ支援センターとの連携強化を図るとともに、企業のマッチングや事業計画策定のコンサルティングを実施することにより、スムーズな事業承継や創業への誘導を行う。
危機管理体制強化チーム	毎年のように発生する豪雨等の自然災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対して「どこまで自主的に考えて行動することができるのか」といった職員一人ひとりの危機対応能力や意識の向上を図り、事業継続計画(BCP)の実行力の向上に取り組むため、現場視点での各種対応マニュアルの点検や災害対応訓練への創意工夫を行う。
DX推進強化チーム	書類の電子化、Web会議の活用など業務のデジタル化を推進し、職員のアイデアを積極的に取り入れながら、事務の効率化等に向けた「業務改善」に努める。

◆若手職員能力底上げ塾を開催

若手職員自ら主体的・協働的に自身の課題を発見し、それを解決する能力を備えた優秀な人材を育成し、 ひいては組織としてのパフォーマンスを向上させることを目的とした内部研修、「若手職員能力底上げ塾」 を開講しました。

令和5年度も、上から下へ「教える」という指示・命令型の指導方法 ではなく、職員自身に考えさせ、任せていく「ボトムアップ」を基本と して運営しました。事務局は、指示・命令をすることなく、ファシリテー ター役に徹することを基本とし、必要があれば意見を纏めたり、時に方 向性を導いたりする役割を担うなど若手職員が率先して意見を言い合え る環境作りに努めました。講義内容(科目・内容)及び講師の選定等に ついても若手職員の話し合いによって決定され、外部講師等を依頼する 場合は、必要に応じて事務局がサポートを行いました。

また、協会保証を利用する企業への視察も実施するなど、有意義な研 修となりました。





令和5年度「若手職員能力底上げ塾」講義一覧

	講義テーマ	講義内容
第1回	災害対策	災害発生時を想定した図上訓練
第2回	事業承継支援 PART ①	「事業承継問題」における成功事例・失敗事例紹介
第3回	事業承継支援 PART ②	「事業承継問題」に対する解決方法の提案・研究
第4回	県議会視察	徳島県の政策決定における過程を学習
第5回	企業視察	協会保証を利用する企業の実態及び業界動向を学習
第6回	「聞く力」「伝える力」「引き出す力」	対話術を理解し、相手が納得する話し方・聴き方を学習
第7回	財務諸表の読み方	中小企業支援に繋げることを目的として、財務諸表の読み方 (チェックポイント)を学習

広報活動

保証協会の認知度向上のため、「顔の見える保証協会」としてマスメディアの活用、ホームペー ジや広報誌の充実を図り、存在意義を広く理解していただくとともに、保証利用度の向上を図 るため、広報活動に力を入れて情報発信に努めました。

◆広報物の発行

毎月1回、当協会の広報誌「保証月報」を発行し、 金融機関や関係機関の皆さまに配布しました。

制度改正や統計データ等について、タイムリーか つ正確な情報提供を行うとともに、「顔の見える保 証協会」として当協会の取組み内容や活動内容など を掲載し、皆さまに親しまれる広報誌作成に努めて います。令和5年度も、「各部紹介」や「役職員リレー」 など多数のトピックを掲載し、当協会の親しみやす さの向上に努めました。

また、保証月報以外にも、全国信用保証協会連合 会との共同制作のポスター・パンフレット並びに「保 証制度のご案内」、「ディスクロージャー2023」など、 さまざまな広報物を作成しました。







保証月報







ポータブル防災

かさばらない

コンパクトな

形状

ホイッスル

ブランケット

圧縮タオル

7点セット

連合会ポスター

コットン

巾着バッグ

無漂白

ットン素材 を使用

ディスクロージャー 保証制度のご案内

◆ノベルティグッズ作成

当協会の認知度を高め、親しみを持つ ていただくために、広報活動の一環とし てオリジナルノベルティグッズを作成し ました。当協会職員がお客様や金融機関 を始めとする関係機関へ訪問する際や、 セミナー・イベントなどで配布しました。

全国でSDGs (持続可能な開発目標) への関心や防災意識が高まっていること から、以下の2商品を作成いたしました。













TOKUSHIMA GUARANTEE マスク

収納ケース

▼ 防災の しおり入り

ウェットティッシュ

◆マスメディアへの情報発信

保証協会の認知度・利用度を向上させるため、マス メディアに対して、当協会の事業実績や取り組み等 について、積極的に情報発信を行いました。

○徳島新聞やニッキンなど、マスコミへの情報提供 ○四国放送の広告枠や徳島新聞の紙面広告

> 令和5年度の掲載実績 年間29回(※広告協賛を除く)

分野/社名	徳新	ニッキン	ほか	合計
保証	1	3	0	4
創業	10	4	0	14
代弁ほか	8	3	0	11
合計	19	10	0	29

マスコミ等掲載実績

コンプライアンスに関する取組み

当協会は毎年、コンプライアンスプログラムを策定し、研修などを通じて継続的に実行改善す ることにより、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

◆反社会的勢力への対応について内部研修を実施

徳島県警察本部刑事部捜査第二課総括情報官川原警視様を講師としてお招きし、暴力団等の「反社会的勢 力」に対する基本的対応要領について、全役職員を対象に内部研修を実施しました。

研修では、犯罪組織の潜在化・不透明化の傾向が一 層顕著になってきていること、資金獲得活動の方法が 多様化・巧妙化していることなどを分かりやすく解説 していただいたほか、近年の特殊詐欺犯罪への対応方 法などをご教示いただきました。





◆情報セキュリティ対策について内部研修を実施

徳島県立人権教育啓発推進センターより湯浅眞典様を講師と してお招きし、「情報セキュリティ対策」について全役職員 を対象に内部研修を実施しました。

個人情報や個人データを取り扱う際に知っておかなけれ ばならない基本ルール、実際に起こった個人情報漏えい事 案や第三者提供が問題になった事案など、個人情報の取り 扱いについて具体例を挙げながら分かりやすくご説明いた だきました。



▶金融詐欺について内部研修を実施

顧問弁護士である真鍋直敬先生を講師にお招きし、「金融詐欺」について全役職員を対象に内部研修を実 施しました。

信用保証協会は、事業性融資の保証を行うに際して「金融 詐欺」のリスクと隣り合わせであることから、そのリスクを 回避できるよう知識の向上を図ることを目的に研修を実施し ました。

真鍋顧問弁護士より、実際に発生した複数の「金融詐欺事 案1 について裁判所の判例を中心に、法的側面から詳細を分 かりやすく解説していただきました。



◆防災セミナーを実施

気象庁徳島気象台次長・杉岡成彦様を講師としてお招きし、防災セミナーを開催しました。

気候変動が問題視され豪雨水害が頻発しているなか、水害対策や災害発生時の身の守り方を知り、災害 に関心を持つことは、命を守るために非常に重要であることから、「大雨・台風に備える」をテーマとし た防災セミナーを実施しました。

セミナーでは、気象台が発表している「防災気象情報の見方」、「各種用語の意味や活用方法」等につい て詳しく解説していただきました。

当協会が入居している徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)4階・5階は、災害時の一時避難場所に 指定されています。当協会職員の安全確保及び発災時の事業継続のみならず、地域の方々に安心して避難 場所として活用していただくためにも、引き続き職員の災害時における防災意識・知識の向上に努めます。





セミナーの様子

採用活動に関する取組み

◆インターンシップを開催

2025年卒の学生を対象に、2日間の夏季インターンシップを開催し、県内外の大学から計4名の学生に ご参加いただきました。

初日はオンラインで、信用保証協会の概要説明や動画による 館内視察で当協会への理解を深めていただきました。

2日目は当協会へお越しいただき、当協会が力を入れて取り 組んでいる創業支援に関する業務を体験していただきました。 実際に当協会が支援したパン屋さんの事例を参考として、創業 予定者役にヒアリングを行い、事業計画と併せてどのような販 促・PRのアドバイスをすることが出来るかを考えて、発表し ていただきました。



また、職場の雰囲気や魅力について知っていただくため、当協会若手職員にも協力してもらい、座談会 も実施しました。

参加した学生からは、「創業支援という実際の業務を体験できたのは良い経験となった」、「若手職員さ んとの座談会では、協会の魅力や雰囲気を感じることができて良かった」等の感想をいただきました。

■ コンプライアンス

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けてコンプライアンスの実践に 役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章 | を制定し、役職員の行動指針とし て「具体的行動規範」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章



具体的行動規範

- 1. 法令・ルール等の遵守
- 2. 誠実な職務の遂行
- 3. 守秘義務の履行
- 4. 職務上の地位と関係者との付き合い
- 5. コンプライアンス関連事項への対応

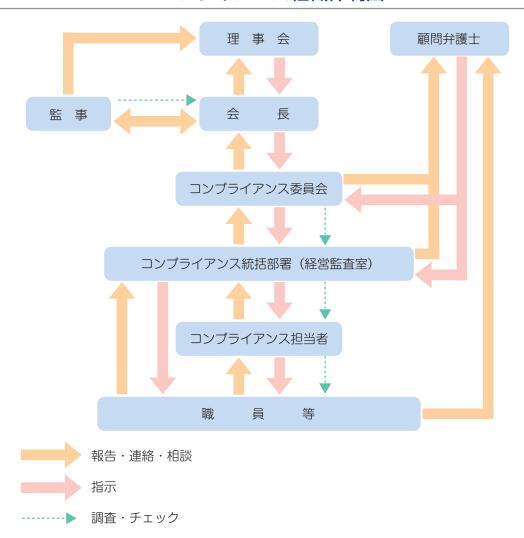
- 6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決
- 7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8. 職場の秩序の維持
- 9. 違反行為の報告
- 10. 懲 罰

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重 要と考え、次の取組みを行っています。

- ○コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」 を設置しています。
- ○経営監査室をコンプライアンス統括部署と位置付け、「コンプライアンスマニュアル」の策定や整備を行っ ています。
- ○具体的な行動計画を毎年策定し、遵守状況の把握、的確な評価などを行うため「コンプライアンスプロ グラム」を策定しています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力等の排除

当協会は、「徳島県信用保証協会倫理憲章」において反社会的勢力の排除を宣誓して いるほか、信用保証協会委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、反社会的 勢力等の排除に向けて更なる取組みの強化を図っています。



■個人情報保護

個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融 機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会 の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱 いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守し て、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用しま す。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個 人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公 表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用 いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者に は提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と 認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の 個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直 します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事 項等に関するご案内」の9. 「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧 ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護 への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に 委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示 およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認 書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供 の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の 場合を除き、ご対応いたします。
- (2)上記6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個 人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関す る事項」をご覧下さい。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理 措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

所:徳島市南末広町5番8-8号 住

部署名:経営監査室

電話番号:088-622-0251

■役員構成

(令和6年7月31日現在)

職名	氏 名	備 考
	黒下耕司	会長
常勤理事	永 井 八 郎	専務理事
市到垤争	岡 田 徹	常務理事
	工藤秀文	理事
	黄 田 隆 史	徳島県 経済産業部長
	遠藤彰良	徳島県市長会 会長
	玉 井 孝 治	徳島県町村会 会長
	福永丈久	株式会社阿波銀行 代表取締役頭取
	伊 東 瑞 文	株式会社四国銀行 取締役徳島営業本部長
	板東豊彦	株式会社徳島大正銀行 代表取締役頭取
非常勤理事	小濱一夫	徳島信用金庫 理事長
,	阿部和英	徳島県商工会議所連合会 会長
	布 川 徹	徳島県中小企業団体中央会 会長
	岡本富治	徳島県商工会連合会 会長
	板 東 安 彦	公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長
	林 香与子	徳島県経営者協会 会長
	三木康弘	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事
	湯浅恭介	一般社団法人徳島県トラック協会(会長)
常勤監事	笠井雅宏	徳島県信用保証協会
非常勤監事	井関勝令	公認会計士
产币业血学	殿崎正芳	四国大学 経営情報学部教授
非常勤顧問	中 原 伸	日本銀行 徳島事務所長



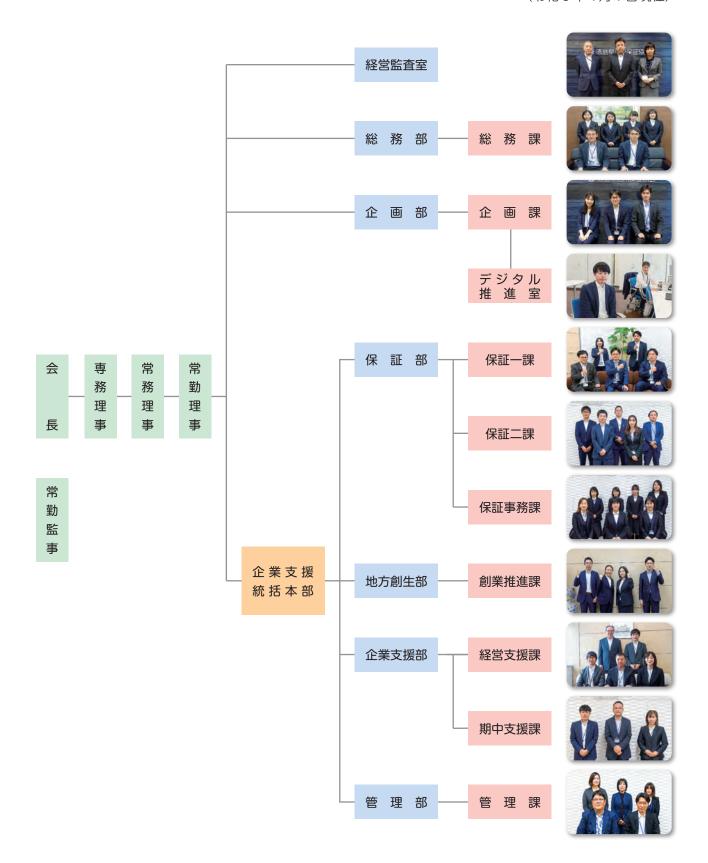
徳島県信用保証協会常勤役員

後列左から:笠井常勤監事、工藤常勤理事

前列左から:岡田常務理事、黒下会長、永井専務理事

■機構組織図

(令和6年4月1日現在)



■事務お問い合わせ

部署	部 署 名		FAX	業務内容	
経営監査室		(088) 622-0251		検査・監査に関する事項、コンプライアンスに関する事項、 反社会的勢力への対応、危機管理に関する事項、お客様相談窓□等	
総務部	総務課	(088) 622-0217	(088) 623-7633	定款の制定、改廃、予算及び決算、人事、給与、経理、資金運用、庶務、 研修、他課の所管に属さない事項等	
	企 画 課	(088)622-0240		事業計画、業務運営企画、業務推進統括、保証制度、広報、業務統計等	
企画部	画 部 デジタル推進室 (088)62			電算システム等	
	保証一課	(088)622-0248			
保 証 部	保証二課	(088)622-0247		保証申込(条件変更)調査審査、金融相談、保証推進等	
	保証事務課	(088)622-0210		受付、財務、保証書発行、保証料、担保、貸付·償還報告、団信等	
地方創生部	創業推進課	(088)622-0254	(088) 623-7632 (088) 656-8706	創業相談、創業保証申込調査審査、経営支援、創業セミナー開催等	
	^2 / 1 1 / 2 = B	(088)622-3419	, ,		
経営支援課 企業支援部 企業支援部		(088)622-8535		経営支援、経営相談・再生支援に係る調査審査等	
	期中支援課			事故報告・期中管理、代位弁済、保険金請求・受領等	
管 理 部	管 理 課	(088)622-0252	(088)623-9030	求償権の管理回収等	

■業務担当区域

(県内全域)





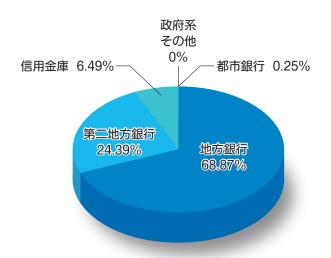
■信用保証実績

金融機関群別保証状況(令和5年度)

保証承諾

(単位:百万円、%)

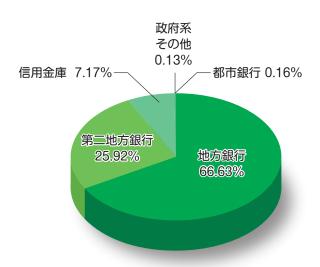
	件数	金額	構成比
都市銀行	3	270	0.25
地方銀行	4,082	74,153	68.87
第二地方銀行	1,436	26,263	24.39
信用金庫	802	6,986	6.49
政府系その他	1	4	0.00
合 計	6,324	107,677	100.00



保証債務残高

(単位:百万円、%)

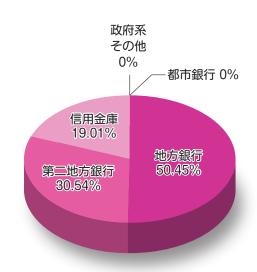
	件数	金額	構成比
都市銀行	15	383	0.16
地方銀行	11,721	161,420	66.63
第二地方銀行	5,078	62,787	25.92
信用金庫	2,549	17,367	7.17
政府系その他	43	318	0.13
合 計	19,406	242,275	100.00



代位弁済 (元利計)

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比
都市銀行	0	0	0.00
地方銀行	87	841	50.45
第二地方銀行	43	509	30.54
信用金庫	60	317	19.01
政府系その他	0	0	0.00
合 計	190	1,667	100.00

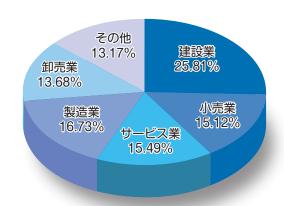


業種別保証状況(令和5年度)

保証承諾

(単位:百万円、%)

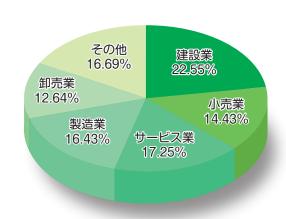
	件 数	金額	構成比
建設業	1,695	27,792	25.81
小 売 業	1,097	16,284	15.12
サービス業	1,121	16,674	15.49
製造業	856	18,013	16.73
卸 売 業	672	14,732	13.68
その他	883	14,181	13.17
合 計	6,324	107,677	100.00



保証債務残高

(単位:百万円、%)

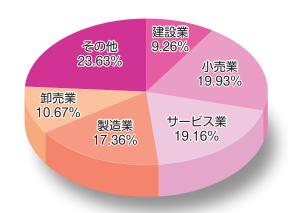
	件数	金額	構成比
建設業	4,535	54,642	22.55
小 売 業	3,149	34,953	14.43
サービス業	3,756	41,800	17.25
製造業	2,598	39,811	16.43
卸 売 業	1,795	30,633	12.64
その他	3,573	40,435	16.69
合 計	19,406	242,275	100.00



代位弁済 (元利計)

(単位:百万円、%)

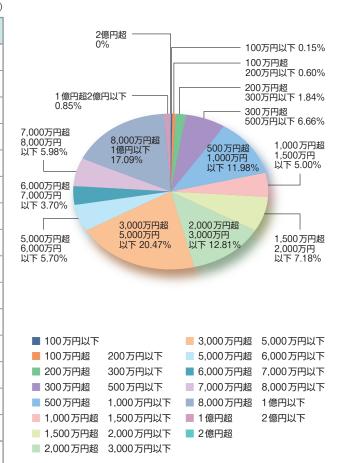
	件数	金額	構成比
建設業	36	154	9.26
小 売 業	34	332	19.93
サービス業	33	319	19.16
製造業	25	289	17.36
卸 売 業	13	178	10.67
その他	49	394	23.63
合 計	190	1,667	100.00



金額別保証承諾(令和5年度)

(単位:円)

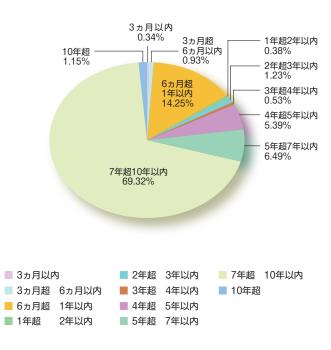
数	金額
168	159,710,000
352	650,550,000
676	1,977,148,000
1,495	7,167,827,000
1,403	12,901,689,000
390	5,384,153,000
399	7,729,126,000
496	13,794,479,000
508	22,041,995,000
105	6,135,970,000
58	3,988,500,000
82	6,434,500,000
187	18,401,393,000
5	910,000,000
0	0
6,324	107,677,040,000
	168 352 676 1,495 1,403 390 399 496 508 105 58 82 187 5



期間別保証承諾(令和5年度)

(単位:円)

区分	件数	金額
3ヵ月以内	41	363,900,000
3ヵ月超 6ヵ月以内	126	996,388,000
6ヵ月超 1年以内	2,218	15,348,660,000
1年超 2年以内	46	407,100,000
2年超 3年以内	91	1,321,660,000
3年超 4年以内	42	572,430,000
4年超 5年以内	379	5,799,253,000
5年超 7年以内	564	6,987,688,000
7年超 10年以内	2,767	74,641,786,000
10年超	50	1,238,175,000
승 計	6,324	107,677,040,000

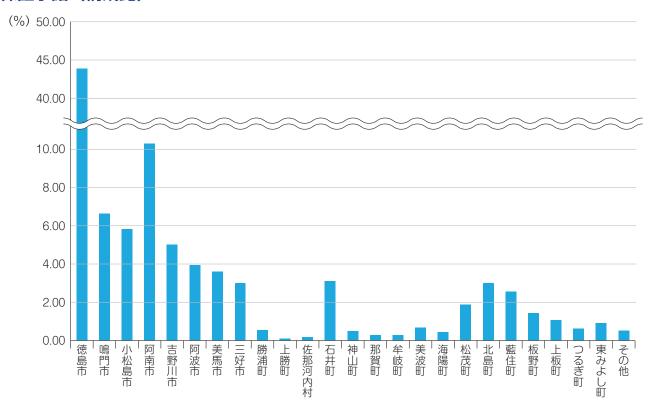


市町村別保証状況(令和5年度)

保証実績 (単位:千円、%)

当年度中保証				EZ/\	保証債務残高				
件数	金額	構成比	前年比	区分	件数	金額	構成比	前年比	
2,591	47,295,616	43.92	195.73	徳 島 市	8,237	107,190,442	44.24	89.66	
483	7,127,027	6.62	157.20	鳴 門 市	1,369	16,969,194	7.00	92.70	
311	6,249,438	5.80	292.31	小 松 島 市	854	11,714,682	4.84	99.92	
550	11,053,293	10.27	183.65	阿 南 市	1,652	21,582,128	8.91	95.23	
360	5,386,308	5.00	187.15	吉野川市	973	11,161,182	4.61	88.74	
305	4,216,518	3.92	179.11	阿 波 市	821	9,157,041	3.78	92.62	
284	3,853,699	3.58	132.05	美 馬 市	744	7,663,685	3.16	91.82	
179	3,214,058	2.98	219.30	三 好 市	660	8,973,326	3.70	86.71	
29	578,000	0.54	234.20	勝浦町	110	1,354,404	0.56	94.75	
10	82,500	0.08	166.67	上 勝 町	31	252,579	0.10	92.31	
14	172,900	0.16	360.21	佐 那 河 内 村	40	324,545	0.13	81.89	
200	3,338,900	3.10	260.83	石 井 町	528	6,174,231	2.55	90.62	
34	526,000	0.49	267.28	神 山 町	90	965,896	0.40	83.43	
26	288,700	0.27	106.45	那 賀 町	100	1,237,807	0.51	92.87	
19	291,000	0.27	269.44	牟 岐 町	65	625,946	0.26	94.36	
54	705,300	0.66	235.49	美 波 町	177	1,878,661	0.78	91.69	
38	449,800	0.42	368.09	海陽町	212	2,000,154	0.83	93.76	
151	1,997,596	1.86	222.05	松 茂 町	458	5,469,405	2.26	94.74	
181	3,223,749	2.99	206.11	北島町	486	6,351,267	2.62	94.39	
205	2,749,380	2.55	170.09	藍住町	725	8,074,388	3.33	90.45	
72	1,540,850	1.43	136.67	板 野 町	268	3,362,675	1.39	97.13	
78	1,127,030	1.05	250.01	上 板 町	242	2,854,167	1.18	90.82	
51	669,800	0.62	113.20	つ る ぎ 町	186	2,137,771	0.88	81.49	
79	977,278	0.91	175.84	東みよし町	293	3,040,215	1.25	81.41	
20	562,300	0.52	219.22	そ の 他	85	1,758,850	0.73	102.69	
6,324	107,677,040	100.00	191.75	合 計	19,406	242,274,640	100.00	91.16	

保証承諾(構成比)

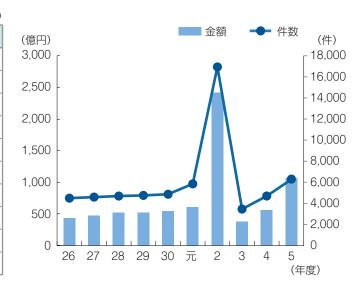


信用保証の実績推移

保証承諾

(単位:百万円、%)

	件数	金額	前年比
	一 奴	亚合	別十七
平成 26 年度	4,511	43,423	87.89
平成 27 年度	4,615	48,424	111.52
平成 28 年度	4,697	51,754	106.88
平成 29 年度	4,749	51,849	100.18
平成 30 年度	4,886	53,361	102.92
令和元年度	5,853	60,370	113.14
令和2年度	16,939	240,882	399.01
令和3年度	3,897	47,277	19.63
令和4年度	4,661	56,154	118.78
令和5年度	6,324	107,677	191.75



保証債務残高

(単位:百万円、%)

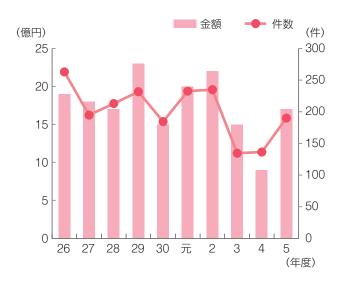
	件数	金額	前年比
平成 26 年度	16,362	142,768	95.42
平成 27 年度	15,867	138,657	97.12
平成 28 年度	15,056	134,081	96.70
平成 29 年度	14,405	130,982	97.69
平成 30 年度	14,215	131,066	100.06
令和元年度	14,854	134,082	102.30
令和2年度	22,698	272,243	203.04
令和3年度	22,648	271,124	99.59
令和4年度	22,863	265,760	98.02
令和5年度	19,406	242,275	91.16



代位弁済 (元利計)

(単位:百万円、%)

	件数	金額	前年比
平成 26 年度	262	1,910	74.54
平成 27 年度	195	1,751	91.67
平成 28 年度	212	1,685	96.25
平成 29 年度	231	2,293	136.11
平成 30 年度	185	1,493	65.13
令和元年度	232	2,009	134.51
令和2年度	235	2,221	110.56
令和3年度	133	1,475	66.42
令和4年度	137	937	63.51
令和5年度	190	1,667	177.91



保証利用度の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保証利用企業者数(A)	7,268	7,245	12,107	12,201	12,147	10,348
中小企業者数(B)	25,345	25,345	25,345	25,345	25,345	23,237
保証利用度(A)/(B)	28.68%	28.59%	47.77%	48.14%	47.93%	44.53%

※中小企業者数:中小企業白書付属統計資料より

※県内中小企業者数は「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。

保証利用企業者数(A) - 保証利用度 (A)/(B)

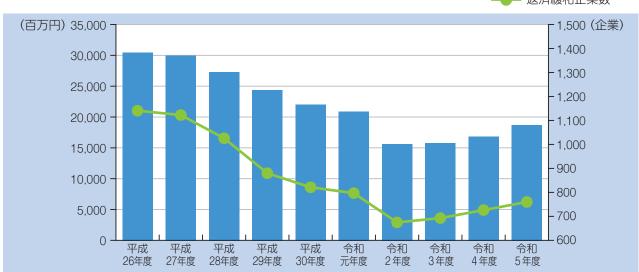


返済緩和状況の推移

(単位:百万円)

(12 5)										
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
返済緩和企業数	1,142	1,123	1,024	887	824	799	674	693	727	760
返済緩和残高	30,482	30,139	27,352	24,305	22,256	20,920	15,792	15,875	16,868	18,850

返済緩和残高 返済緩和企業数



ACCESS



■交通のご案内

JR徳島駅前から徳島市バス6番のりば「東部循環線」バス乗車「東部県土整備局前」下車 徒歩3分 ■徳島経済産業会館敷地内に52台分の無料駐車場があります。

令和6年 9月発行

TOKUSHIMA GUARANTEE 徳島県信用保証協会

企画部 企画課

https://www.cgc-tokushima.or.jp/

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 (徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ) Tel 088-622-0240 Fax 088-623-7633

